

経済摩擦をめぐる諸問題

渡 部 福 太 郎

1 はじめに

—包括るべき摩擦問題群—

経済的領域における国際的対立や摩擦は、国際取引のほとんどすべての面にあらわれる可能性をもっている。それは貿易のみならず对外投資についても、経済協力や航空問題についてもみられる。経済的領域における対立あるいは摩擦は別に貿易だけとは限らないのである。いまそれを大きい項目についてまとめてみると、その摩擦の諸側面はつぎのように広範囲にまたがることを知るであろう。すなわち、

1. 対外直接投資をめぐるもの
 2. 金融的資本移動をめぐるもの
 3. 工業品貿易をめぐるもの
 4. サービス取引をめぐるもの
 5. 対外援助、経済協力をめぐるもの
 6. 資源確保、市場確保をめぐるもの
 7. 一次産品貿易、石油貿易をめぐるもの
- となる。

これら多様な側面のなかで、これまでっともしばしば問題となり、しかも政府間でとくに大きい対立や摩擦を引きおこしたもののは工業品、農産物、石油、サービスなどの貿易である。この論文ではとくに貿易をめぐる国際的な対立、貿易摩擦に焦点をおいた考察をおこなうと同時に、それをめぐるより広範な視角からの考察をもおこなうことにしてい。(*)

もし貿易をめぐる対立や摩擦をかなり包括

的にとりあげるとすれば、それはつぎのような項目を含まなければならないであろう。

1. 貿易が摩擦の対象になるかどうかを決める要因
 - (a) 特定品目の貿易が当事国の経済に対してもつ重要度
その品目がその経済においてもつ競合性と補完性
 - (d) 当事国を含む世界の経済状況
景気の局面
国際収支の不均衡
当事国の国内経済問題の緊迫度（たとえば失業）
 - (c) その他の環境条件
政治的・社会的状況の推移
- (d) 問題産業と利害グループ
2. 自由貿易と保護主義の混在を示す状況
 - (a) 関係産業の利害と政府の対立
3. 政府間の貿易摩擦をめぐる交渉
 - (a) 二国間交渉と多国間交渉
 - (b) 自由貿易と多国間交渉
 - (c) 現実的政策としての二国間交渉
 - (i) 現実的たらしめる要因
 - (ii) 二国間交渉の危険性
 - (iii) 政府と企業の利害調整

(*) この論文は『学習院大学経済論集』第17巻第3号、1981年3月に掲載された筆者の「国際的産業調整政策——その展望的考察——」に続くものである。そのときと同じように、この論文も、講義における参考資料としての役割を兼ねることを意図して執筆されている。そのことを付記しておきたい。

4. 貿易摩擦をめぐる長期的対応
- (a) 経済発展過程における貿易摩擦
 - (i) 安定した発展期と国際貿易パターンの微調整
 - (ii) ダイナミックな発展期における貿易パターンの変化
——国際的プロダクト・サイクル
 - (b) 国際的産業調整問題
 - (i) 摩擦回避のため産業調整政策
 - (ii) market mechanism との関係
——保護政策と産業調整——
 - (iii) 各国の産業強化政策
 - (c) 国際的な政策調整
各国の政策行動の協調
5. 工業社会の調整能力
- (a) 日本社会の競争性
 - (b) バイタリティーのある社会の調整能力を支えるもの
6. 開発途上国工業発展がもたらす作用
- (a) 先進工業国との摩擦
 - (b) 発展の制約要因
 - (i) 債務累積問題
 - (ii) 労働力問題

これらの項目のすべてをここで詳しく論じることはできない。中心となる二、三の項目について概略をのべるとつぎのようになるであろう。

貿易が摩擦の対象となるかどうかを決める要因は、対象となる特定品がその国の経済にとってどの程度、重要なウェイトをもっているか、であろう。もしそれが強度に競合的であれば、その国への輸出拡大をめぐり国内競合産業との摩擦がおこり、もしそれが強度に補完的であれば、その国への輸出抑制は、それをインプットして使用する産業部門（または消費部門）との摩擦をひきおこすことになるであろう。日本とアメリカとの間の自動車摩擦は前者の例であるし、穀物や石油をめぐる対立・摩擦は後者に属する。

それでも、景気がよく失業も少ないときには、同じ事態が生じても国際的対立をうみださないかもしれない。たとえ特定の産業が打撃をうけても、そこでの労働者は容易に他の産業での雇用機会をもつからである。この場合には貿易をめぐる対立や摩擦の厳しさは緩和されるであろう。同じことは国際収支状況についてもいえる。それが赤字を累積しているか、赤字を縮小しているか、拡大しているか、に応じて、対立・摩擦の厳しさが異なる。一般的にいって当事国を含む世界経済状況のいかんにより、また当事国のかかえる失業問題や対外収支問題、さらにはその国内問題の緊迫の度に応じて、対立や摩擦の程度は加速され、あるいは緩和される。

それぞれの国の政治的、社会的状況との関係については説明を要しないであろう。当事国間において政治問題化している他の問題があるとき、それは容易に貿易問題とからめられるであろうし、他の経済問題についても同様である。当事国間の問題はすべてからみ合っているから、問題となっている貿易のところだけをとりだしてそこでの解決をはかるとしても、なかなか難かしいというのが国際政治経済の現実である。

もちろん、政府がつねに問題産業の利益のために行動することが、国民全体の利益にとってプラスになるとはいえない。利害グループの存在は、こうした政府の行動がつねに国内における分配問題と潜在的にかかわっていることを示している。したがって、その国の政治的意志決定機構のもとでの力関係が利害グループの分配問題に一つの決着をあたえたとき、それが国民全体の視点からは不公正な分配となり、全体としての利益がそこなわれるということもありうるであろう。

政治意志決定の多数派が国民的利益の少数派であり、そのため、多数の国民が少数のグループの犠牲になってしまうというケースさえおこりうる。もちろん、長期的にこのよう

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

なことはおこりえないであろうが、短期的には充分におこりうることである。ときには、産業の利益と国民の利益の間に乖離がおこることもある。特定産業の対外的保護がつねに国民的利益にかなうとは限らない。

これに関連して対立や摩擦の解消、緩和のための政府間交渉が、特定産業にとって容認しがたい結論をもたらす可能性である。この点は貿易についての自主規制、輸入促進、貿易の代替物としての対外投資などに関連しておこりうる。自由企業体制のもとにおける政府間交渉のもつ役割は難しい。交渉が成立しても、個別の企業の立場からはその交渉結果に責任はないし、したがって必然的にその結果にそって行動すべき義務もまたまったくないのである。そのため、事態の改善は輸入国の行動によるべきものとする考え方は依然として根づよく存在する。

自由貿易の堅持にたいする原則的合意がなければ、自由貿易体制は容易にくずれてしまうであろう。その原則的合意の上で、その体制のくずれるのを防ぐために、それがいかに有力な調整手段であっても、輸入制限政策は“排除”されるべきものとなっているのである。保護主義への傾斜をひきおこすような貿易問題が発生した場合、「輸出国へ対策を求める」という現在の状況は、このような合意がその背景にあるからといえよう。

政府間交渉がしばしばガットの枠外でおこなわれるのは、自由貿易の視点から望ましくないとされているが、現実にはもっとも密接に関連する当事国が2国間交渉あるいは多国間交渉の形で、貿易問題の解決をはかろうとしている。力関係いかんによっては、事実上の保護主義的政策の導入ということになりかねないのは確かであろう。輸出の自主規制も事実上の保護主義に該当するが、直接的な輸入規制よりはまだ許されるという認識が一般的となっている。もし自由貿易を根幹とする体制を基礎にしての政府間交渉ということで

あれば、そういうことにならざるをえないのかもしれない。しかし、ガットの精神に忠実であろうとするならば、やはりそこに一般的なルールを設けるのが望ましいであろう。

各国がもっているそれぞれの制度・規制・慣習の相違が事実上の非関税障壁の役割を果しているという。それをどう扱っていくべきか、もまた問題である。問題の国が、どの程度まで自由貿易のルールに耐える産業の確立や再生のための努力をおこなったら是なのか。これも厄介である。経済の発展プロセスで必然におこる特定の産業や企業の競争力の変化や移動が、貿易問題の基礎にあるというのは、否定できない事実である。対立、摩擦、軋轢といったことは、必然的におきるその経済的発展のプロセスをすべての国が容認するならば発生しないであろう。しかし、各国の政府は、それを容認することはできない。産業の消長とそれにともなう失業問題は、その必然的プロセスを容認するにはあまりにも深刻な問題をその国の経済社会にひきおこしからである。

マーケット・メカニズムの流れにそくしながら、そうした問題の発生を最小限度に喰い止める、そのための政策を確立すること、それは容易ではないが、そのために努力することは、各国における貿易政策と産業政策の策定にあたっての共通認識となる必要がある。先進国首脳会議の目的はその共通認識を確立し、いわゆる *concerted policies* の内容を決め、合意することであった。政策の協調である。それは自由貿易の原則の上に立っての各国の政策の調整であった。貿易摩擦と国際的産業調整の結びつきも、貿易摩擦と景気政策・経済成長率の国際的調整の結びつきも、先進7ヵ国の *concerted action* のメニューのなかに包括される。それは、かららずしもマーケット・メカニズムによる「自然的」調整に全面的には依存できない現実に対応するものである。

もちろん、先進工業社会の調整能力には問題がある。決意と政策によって簡単に誘導することはできないであろう。変動相場制をとってみても、その「自然的」調整能力には現実問題として限界があることが明らかとなっている。ここで限界というのは「時間」にかかるものであることはいうまでもない。現実における政策と市場の機能についての制約を考慮するとき、先進工業社会の調整能力を支えるものは何かが問題となるであろう。この点は、現在、先進工業国間における貿易摩擦が日本のアメリカおよび西ヨーロッパ諸国への工業品輸出をめぐっておきていることからして、日本の産業調整のパフォーマンスが対象となるであろう。日本との対比においてそれらの先進工業社会の調整能力を支える要因も間接的に明らかとなるからである。

また、先進工業国間の貿易をめぐる対立や摩擦のほかに、開発途上国と先進工業国との間の貿易をめぐる対立や摩擦がある。開発途上国との関連では対外投資（とくに資本進出）をめぐっての対立や摩擦もかなり問題であるが、改めて述べるまでもなく、貿易面でも顕在的に潜在的にもかなり問題がある。新興工業国問題である。これもまた国際的産業調整にかかわってくる問題であるが、新興工業国のなかには開発途上国というよりは中進国というのが当然と思われる国もあり、世界貿易市場への工業品輸出は先進国との摩擦をともないがちとなる。ただこうした新興工業国を含む開発途上国の経済が発展とともに金融上の難問を増幅させている。債務累積問題である。先進工業国との金融機関が債権者であることから、貿易問題から切りはなすことはできない。

これまで、先に示した包括的な検討項目について概略的な説明をおこなってきたが、以下においては、さらにそのなかのいくつかのトピックスについて、より詳しい考察をおこなうことにしたい。最初にとりあげるものは

貿易をめぐる対立や摩擦を増幅する諸要因についてである。つづいて、自由貿易体制における保護主義的傾向の視点から現在の貿易に関する国際協議方式について考察する。つづいて第3番目には、とくに貿易摩擦の新しいタイプをつくりだしつつある新興工業国をとりあげ、最後に、産業調整の視点から、貿易摩擦の焦点となっている日本をとりあげ、その調整能力を支える要因について考察することにしたい。

2 貿易「摩擦」を増幅する諸要因

2-1 「摩擦」の一般的性格

貿易摩擦をめぐっての議論が大きくとりあげられるようになってから、もうすでにどれほどの年月がたったことであろう。日本の輸出の拡大のテンポが高まるたびに、アメリカや西ヨーロッパ諸国ではその日本の急速な輸出拡大が苦情や批判の対象とされてきた。日本はそれにたいして、ときには反論や反批判をもって応酬し、ときには自主規制をおこない、ときにはその輸出拡大テンポがおのずと平静な水準へ戻るのを待とうとした。ある時は政府間交渉によって輸出急増問題を解決しようとした、ある時はそれがうまく行かず、関係国との間にしこりを残すこともあった。アメリカと日本、西ヨーロッパ諸国と日本の間の貿易摩擦をめぐる論議は、いまもなお間歇泉の湯柱のように繰り返し、繰り返し噴き出しつづけている。

さらに、そうした論議の激しい繰り返しがおこなわれるだけでなく、貿易摩擦問題がおきるときには大体においてそのときどきの国際経済情勢あるいは国際政治情勢の推移が厄介な問題を生みだし、それと貿易摩擦問題がからませられてきた。貿易摩擦問題をとりあげ、その重味を評価する場合、国際経済・政治情勢がどのように推移し、どのような問題

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

に関係国が巻きこまれているか、この点を充分に考慮しなければならない。まったく同一の生産物輸出をめぐる貿易摩擦であっても、関係国間の応酬の激しさやそれへの対応がどうしても異なってしまうからである。

また、1960年代半ば以降に日本が経験してきた貿易摩擦は、かならずしも日本の輸出急増だけに帰因しているとはいえない側面がある。日本は先進工業国の中では他の国といろいろな点で異質なものをもつ国であり、アメリカと西ヨーロッパ諸国が共通の宗教的・芸術的基盤、類似した社会的・政治的行動様式、ほとんど同じ人種的・言語的源泉の上にたつのとは対照的である。

多くの人びとが指摘しているように、これらの要因が日本の輸出をめぐる摩擦をときには必要以上に高めている。貿易とかかわりのある社会・市場機構、そこでの企業や家計の行動様式、政府の行政機構や政府と民間との相互関係の形態などがアメリカや西ヨーロッパのそれと異なるため、それに帰因する摩擦が貿易にしわよせされてしまう。いいかえると、広義の文化摩擦ともいべきものによってそのときの貿易摩擦のきびしさの程度が左右される。

さらに、歴史的な関係もまた貿易摩擦に影響をあたえるであろう。それは、歴史的な関係の深さが異なるとき、関係国との間の輸出拡大をめぐる摩擦の程度もまた異なる可能性が強いからである。当面問題としている貿易摩擦とは性質は異なるが、先頃、中国の国内経済政策の変更にもなう契約不履行という貿易上のトラブルがおきた。この日本の企業からのプラント輸入の中止という中国政府の措置をめぐる中国と日本との間の問題処理の姿勢は、これまでの両国間の歴史的な背景と密接なつながりがある。貿易摩擦についても同じことがいえる。これまで歴史的な関係が薄かった国とそれが厚かった国とでは、貿易摩擦問題にたいする態度にはおのずと差がでて

くるからである。

これまで述べてきたもろもろの要因が存在することから、日本の輸出の急激な増大をめぐるアメリカや西ヨーロッパ諸国との間の貿易摩擦は特別なものであるとみる人も少なくない。いいかえると、当事国が日本だから、そのように貿易摩擦が大きくとりあげられる、という受けとめ方であるが、これにはすこし問題がある。今までこそアメリカと西ヨーロッパ諸国とは同じ立場にたって日本との貿易摩擦問題に対応しているけれども、いまから約一世紀ほどの昔の時代には、アメリカからヨーロッパ地域への輸出の増大が貿易摩擦をひきおこし、ヨーロッパ諸国は「アメリカの脅威」について深刻な対応策を協議していたのである。¹⁾

その時期のヨーロッパ地域には、アメリカからの安い大量生産の製品が流入して、ヨーロッパ市場に喰い込み、さらにアメリカの製造企業はヨーロッパ地域に進出して生産拠点をつくり出していた。これがヨーロッパ諸国の産業の目にはアメリカの脅威とうつり、アメリカの経済的侵略とうつったのである。この点については次の節においても言及するであろう。この状況はまさに現在の先進工業国の世界における日本の姿にきわめて類似していると思わない人はいないであろう。現在におけるアメリカや西ヨーロッパ諸国と日本との間の貿易摩擦問題をみると場合に、この点は充分に留意されなければならない点である。

要するに、われわれは、貿易摩擦問題を論議する場合、二つの点を無視してはならないと述べてきた。その第一は、現実の世界ではそのときの国際経済・政治情勢が生みだす諸问题是、貿易摩擦と容易に関連づけられてしまうこと、第二は、広い意味における文化的要因と歴史的背景は貿易摩擦問題に深い結びつきをもつていることは確かだが、貿易摩擦には日本に限定されない一般的の要因が本来的に存在することである。この二点についてさ

らに論議を進めることにしよう。

2-(2) 政治・経済情勢の変化

アメリカや西ヨーロッパ諸国への日本の輸出増大が、貿易摩擦をひきおこしたとき、それはそのときの国際経済情勢、あるいは国際政治情勢の変化とどうかかわりがあったか。前節において、日本の場合には国際経済・政治情勢に帰因する厄介な問題がおき、それが貿易摩擦問題の取り扱い、摩擦をめぐる政策的対応に影響をあたえてきたと述べたが、これまで顕著であった貿易摩擦についてやや詳しくみてみるとつぎのようになる。

1960年代後半から1970年代にかけての日本の繊維製品輸出をめぐる貿易摩擦、1970年代半ばからの機械工業品輸出をめぐる摩擦、1970年代末以後とくに激しくなり、現在深刻な状態になっている自動車摩擦など、たとえ国際経済・政治情勢が現実とは異なっていたとしても、なお大きな問題となっていたはずの貿易摩擦である。それにもかかわらず、貿易摩擦がどの程度までアメリカや西ヨーロッパ諸国と日本との間で深刻にとりあげられるか、またその摩擦がどのような途すじをへて解消されていくかは、これら先進工業国をめぐるそのときどきの国際経済・政治情勢と深い関係がある。国際経済・政治情勢の変動は対応策を必要とする重要な国際的あるいは国内的諸問題をつくりだす。各国の政府が有効にその対応策をたて、それを実現させようとするとき、貿易摩擦だけを他の問題から切りはなして考えることはあまりないであろう。むしろ、直面する多くの問題相互間の関連を明確にし、その関連の網の目のなかで、貿易摩擦にたいする解決の糸口をさぐろうとするはずである。

1970年代初めに一応の終結をみた日本の繊維製品輸出をめぐる貿易摩擦の場合には、沖縄にたいしてもっていった日本の潜在主権を顕在化させるという、沖縄返還問題が同時に

問題とされていた。この沖縄返還は当時におけるソビエトとアメリカ双方のデタント政策の推進という過程のなかで現実的な問題となってきたものであった。沖縄返還問題にたいする日本国内の政治状況とからんで、深刻になっていた纏維問題もそれらと切り離しては論議できない状態であったが、そのことは多くの人びとの記憶しているところであろう。

1970年半ばにはいってから、日本の鉄鋼、ポール・ベアリング、電子製品、船舶、自動車などを中心とする機械工業製品がアメリカと西ヨーロッパ諸国への輸出が増大したが、それは日本との間の貿易摩擦の炎を燃えあがらせた。そのときには先進工業国はおしなべて経済的不況のなかに落ちこんでいた。これは1973年から74年にかけての石油価格の大幅引上げによって、先進工業国がその経済活動水準を抑制せざるを得なくなったりであった。このいわゆるオイル・ショックは中東地域のアラブ・イスラエル抗争によってひきおこされたものであり、石油を政治的武器として活用するという、イスラム諸国の決意によってもたらされたものである。そのため、これまで赤字となったことのなかった先進工業国の貿易収支（经常収支もそうである）が赤字となり、アメリカも西ヨーロッパ諸国も日本もその赤字の縮小に全力をあげなければならぬ状態に追いやられてしまった。

それは石油価格上昇分がもたらしたマネタイリー・トランスファーをリアル・トランスファーに変換することを意味していた。経済的停滞のなかでの輸出拡大が各国の重要な政策目標となつたが、石油供給国である中近東諸国がそれを可能にするのに必要な石油収入の撒布をおこなわないかぎり、先進工業国全体としてはリアル・トランスファーへの転換を実現できないが、各国はそれぞれの国単位でのリアル・トランスファー実現のために輸出拡大努力をつづけなければならなかつた。日本はそのなかにあって、国単位でみる限り、

リアル・トランスマーケットへの変換を充分に実現する国となった。その結果、先進工業国間における経常赤字の国際的分担問題をひきおこすことになったのである。

アメリカおよびヨーロッパ市場への日本の機械工業製品の急激な輸出増大がもたらした貿易摩擦は、このような国際的経済状況のもとで生じたものである。もし経常赤字の国際的分担問題や先進工業国の経済的沈滞（大量失業）問題がなかったならば、貿易摩擦の激しさもまた異なったものであったろう。国際政治状況が石油問題の原因となっていたことは確かであるが、それがなくとも、経済的な理由によって石油問題が生じたかもしれない。そういうたいいろいろな可能性はあるが、現実的には、貿易摩擦は上に述べたような国際的な経済・政治情勢のもとでその厳しさを増幅させられ、それへの各国の対応も困難にさせられたのである。

2-(3) 「摩擦」と結びつけられる非経済的問題

——いわゆる抱き合せの取扱い——

貿易摩擦が深刻さの度合いを深めるか否かはかなりの程度までそのときの国際経済動向あるいは国際政治動向に依存している。そのことをこれまでの出来事は示しているが、さらに日本の場合、貿易摩擦が回を重ねていくにつれて、それを論議するときの対象範囲が広くなってきていることを指摘しておく必要がある。

繊維製品をめぐる貿易摩擦のときには、安価な繊維製品の大量輸出が問題となつたが、日本の経常収支の黒字それ自体の大きさが同時に論議ないし批判の対象になることはなかった。繊維問題とからんてとりあげられた沖縄返還問題も、世界戦略の視点からの積極的対応としてよりは、日本の国内政治状況とデータントのなかでのアメリカのそれへの対応という性格が強かった。ここではある種の包括

的な取扱いがみられたが、それは二国間問題としてであった。しかし、つぎの機械工業製品をめぐる貿易摩擦のときには、先進工業国全体まで論議の範囲が拡大してしまった。日本の経済活動水準の上昇テンポの相対的な高さ、経常収支の黒字幅の大きさ、日本の相対的にかなり低い失業率など、すべてアメリカと西ヨーロッパ諸国との関連で議論の枠のなかへはいってきた。貿易摩擦をめぐる議論は、こうして広範囲にまたがる問題を討議項目に加えていったのである。

その後、日本の自動車の大量輸出は先進工業国における大きい貿易摩擦問題となつたが、1970年末から目立ってきたこの自動車摩擦は経済問題の領域をこえて、80年代にはいり、アメリカや西ヨーロッパ諸国と日本との間の政治問題にまで進展した。この自動車摩擦のため、日本の自動車産業のアメリカへの直接投資をアメリカ側が求めるという状況をうみだした。直接投資という形で、自動車輸出にとってかわる自動車生産設備の建設を求められたのである。いささか問題のあるこの要請は、経常取引から資本取引にまで政策的対応の分野が拡大したことを見せる。

もちろん、自由企業体制のもとにある先進工業国間で、民間の自動車生産企業がアメリカに工場を建設するかどうかは政府間の取決めによって合意できる問題ではない。それにもかかわらず、そこまで話合いが拡大したのは、アメリカにおける自動車産業の不振が大量失業という問題をひきおこし、焦点がアメリカの自動車産業そのものよりもむしろ、この失業問題におかれたからであった。

この自動車をめぐる貿易摩擦が厳しい状況になつていった時期に、ソ連のアフガニスタン侵攻がおき、それに先立ってイラン問題がおき、さらにイランとイラクの間の紛争が武力衝突へと発展した。なかでもソ連のアフガニスタン侵攻は西ヨーロッパ的世界とソ連との関係に亀裂を生じさせ、軍事問題を表面化

させることになった。デタント政策の放棄、冷戦への逆行へつながる確率がきわめて高い軍事問題の浮上により、貿易摩擦問題はさらに拡大された問題群のなかで取りあげられることになった。

第二次石油価格の大幅引上げもあって、1979年からの経常収支の赤字幅は先進工業国において一段と増大したが、日本もまた経常収支が赤字となり、そのためいつの間にか先進工業国の赤字分担問題はその深刻さを失いはじめた。それに代わって登場したのがソ連のアフガニスタン侵攻にその原因をもつこの軍事要因の増大である。この問題は本質的には自動車問題とは関係がないものである。しかし、すでに巨額になっている軍事支出をさらに増加させようとするアメリカにとって、軍事的分担問題と自動車問題を次元の異なったものとして、理論的には切り離すことはできても、政治的には、それは難かしいことであった。その結びつきは繊維問題と沖縄返還問題との結びつきと、その論理性において類似したところがある。²⁾

いいかえると、日本とアメリカとの間の防衛費分担問題もまた貿易摩擦と深く結びついており、それはまた日本の国際収支の好調、とくにアメリカとの貿易収支の大幅な不均衡とも深く結びついている。アメリカの対日赤字が大幅でなかったら、また自動車輸出がこれまでのように大量でなかったら、防衛費分担問題もまた異なった様相を呈していたであろう。いいかえると、防衛費分担問題と貿易摩擦は相互に增幅作用をもってきたのである。現在の貿易摩擦への対応が、どんどんと広範な国際政治関係にまきこまれ、困難になってきたのは、そうした理由によるものである。

このように貿易摩擦問題がかかわりあう問題分野は、回を追うにつれてしまいに広がってきている。これは日本が先進工業国の中で、否定することのできない強力な経済的地位を占めてきたことに対応するものであろう。

貿易摩擦問題と国際経済・政治情勢との結びつきはいろいろな形で各国の政策的対応へ影響をあたえる。しかし、それは自由貿易主義の原則にそくしての政策的対応を強めるというよりは、むしろその逆のようである。もともと貿易摩擦をきわめて短期間にやわらげようとするならば、問題となっている生産物の輸出を抑制するしかない。しかし、それは輸出の自主規制をおこなうことを意味している。もしそのときの国際的経済・政治情勢が摩擦問題を深刻にとりあげさせるようなものであれば、自主規制への要求はますます強まるかもしれない。すでにアメリカへの自動車メーカーの進出要請が示しているように、そこには資本取引の自由の原則とはい入れないような政策的提案がみられる。その意味では貿易摩擦問題はそれ自体すでに自由市場体制の原則とは矛盾するものを内包しているともいえる。結局において政府のコントロールによって摩擦をやわらげるという政策指向と結びつくからである。

貿易摩擦問題について配慮すべき点は、多かれ少なかれ、それに対する政策的対応は自由貿易の原則、自由市場体制のもとでの企業の行動様式に制約を加えることになるということである。しかし、それと同時に記憶しておくべき点は、貿易摩擦という現象は国際的な分野における経済開発拠点の新たな登場がもたらす必然的な現象であるということである。いいかえると、貿易摩擦は例外現象ではないということである。例外的なものではないとするならば、政策的対応にはおのずと境界があるということになるであろう。

注1) この点については渡部福太郎「国際的産業調整の政策的分析」『わが国の経済的・社会的特質に関する調査研究』産業研究所、1980年をみられたい。

2) 国際関係が複合的であることはここで述べるまでもなく明白なことである。したがって、一般的には特定の経済問題だけを切りはなし

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

て解決に達するということは、それがかなりテクニカルな問題でもないかぎり、不可能に近いことである。「政経分離」ということが可能なのは、それが双方に利益になるときだけである。

むしろ、国と国との間の主要問題は、ワン・セットとして、ある面での得点獲得と他の面での点数提供という「取引」を通して、一つの解決に到達するというのが常態である。問題を切りはなしして、一つ一つについて「論理的に正統的な」解決をうるということは、一般的には期待できないことである。

その意味からして、貿易摩擦問題がつねに他の領域の問題とからんで取りあげられてきたのは当然のことであり、そこで“give-and-take”がおこなわれるのも当然である。国際関係は、個人的関係とは異なり、「交換の原則」が支配している。

たとえば、関税交渉はその典型であり、ある品目の税率の引下げを相手に求めるときには、一般的には交換に当方の別な品目の税率引下げが必要であり、ある品目について有利な結果を入手するには他の品目で譲歩しなければならない、というのが実情であるといわれている。しばしば関税の一方的引下げにたいして反対論ができるのはそのためである。交渉の取引のための手段を一方的に放棄するようになるのはまずい、という考え方は、国際関係を律する原則を「交換の原則」とみると、政治的視点からは理解できることである。

2-(4) アメリカおよび西ヨーロッパ諸国の要請内容

ここで、アメリカや西ヨーロッパ諸国が日本との貿易に関してどのような不満をもっているのか、という点について少し述べておくことにする。それは、貿易をめぐる対立や摩擦の内容が、単に自動車や繊維製品の増大に限定されるものではないことを示すためである。

ところで、日本との貿易をめぐる西ヨーロッパ諸国の不満についての最近の情報は、貿易摩擦がどのような具体的な内容を対象としておこっているかを示している。ヨーロッパとの貿易摩擦に対応し、日本の財界は1981年10月に「訪欧使節団」を派遣した。それに対して示された各国政府・財界団体の苦情や要望はかなり多岐にわたっていた。その内容はヨーロッパ諸国がいかに日本との貿易摩擦に悩まされ、またそれを深刻にあつかっているか、を示している。日本への要望内容を要約してみるとつきのようになる。

- (1)オランダ
 - 日本市場の開放
 - 輸出の自粛
 - オランダへの投資増加
 - 航空機共同開発
- (2)ベルギー
 - ベルギーへの投資
 - 日本市場の開放
(NTBの解消)
 - 産業協力の推進
- (3)イギリス
 - 日本市場の開放
(ウィスキー、チョコレート等の関税引下げ)
(皮革、医薬品、履物についてのNTBをやめること)
(輸入手続きの簡素化)
 - イギリスへの投資
(現地調達比率を高めること)
(製品を輸出すること)
 - 技術協力
(最新技術の移転)
(航空機共同開発)
 - ヨーロッパからの輸入品流通機構の合理化
(流通マージンの縮小)
 - 日本側における資本財や部品輸入の増大

- (医療機器についてのN
T Bをやめること)
(自動車部品購入を義務
付けること)
(輸入建築資材の使用)
(エアバス購入)
- 税関行政の改善
(外国品差別をやめること)
 - 外国からの日本への投資を
抑制しないこと
 - 輸出の自粛
 - フランスへの投資
 - 産業協力の推進
(技術移転)
 - 日本市場の開放
 - 日本の製品輸入の増大
 - 輸出の特定品目への集中を
さけること
(エレクトロニクス、機
械、自動車など)
 - 日本市場の開放
(許認可手続きの簡素
化)
 - 日本の製品輸入の増大
 - 円安傾向を改めること
 - イタリア製品の輸入促進
- (5)西ドイツ
- (6)イタリア
- (7)ECなどの各種機関・団体
- 日本市場の開放
(食糧、履物、皮革につ
きNTB)
(大企業の流通機構の支
配)
(輸入手手続きのNTBな
ど)
 - 特定品目への輸出集中の抑
制
 - ヨーロッパへの投資増大
 - 日本の製品輸入増大
 - 第三国市場での協力促進
- 輸出主導型の成長政策の修
正
 - 外国からの日本への投資抑
制をやめること
- ヨーロッパ諸国の中でも、フランスは最も積極的に輸出を奨励する傾向があります。しかし、一方で輸出による雇用創出や貿易赤字の問題から、輸出の自粛や輸出抑制を求める声も存在します。また、ヨーロッパ諸国は、日本との貿易競争によって、自身の産業を守るために、輸入規制や輸出支援などの政策を実施しています。
- 日本の市場開放と輸出の自粛と産業協力はほとんどすべての国に共通してみられる要請である。とくにイギリスと西ドイツの要請内容は具体的であることもあり、その日本に対する不満の内容が明確となっている。また、もう一つの共通点は農産物貿易についてはまったく言及していないことである。このことはヨーロッパ諸国にとっても農産物は特別なカテゴリーに属することを意味している。
- ここでアメリカ側が1981年11月に日本側に示した関税・非関税障壁の軽減または撤廃要請の内容を示しておこう。その内容はきわめて広範にわたっているが、すでに問題となっている日本への市場開放要求などをまとめて示すとつぎのようになるであろう。
- (8)アメリカ
- 公的機関の調達の公開
(政府調達および電電公
社などの資材調達への外
国企業の参加)
 - 金融、保険領域での外国側
の活動をより自由化するこ
と

- ・通関手続きの簡素化
- ・一般的および技術的標準・規制の緩和
 - (動植物検疫の簡素化)
 - (薬品、自動車などの検査規制の緩和)
- ・関税の撤廃または引下げ
 - (皮革、自動車部品、合板、クラフト紙その他)
- ・農畜産物の輸入制限の緩和
 - (オレンジ、グレープフルーツ、牛肉など)
- ・高度技術製品の開発におけるアメリカ企業の日本企業なみの待遇
- ・国内流通機構の簡素化
 - (大手企業の系列化など複雑な機構の改善)
- ・差別的優遇措置廃止
 - (税制のNTB的機能)

アメリカの場合にも、実質的には西ヨーロッパ諸国の場合と同じく、日本市場の開放が問題である。それとともに、すでに日本の自動車輸出をめぐっての対立・摩擦が示すように、輸出抑制、いわゆる自主規制が問題であるし、アメリカへの投資によって雇用問題解決への貢献がとりあげられている。しかし、アメリカの場合には、この日本のアメリカへの投資はそれほど大きいテーマとはなっていない。そのかわりに防衛費分担問題が、日本とアメリカとの間の貿易不均衡を背景にクローズアップされている。

まだ具体的な例はこまごまとあるかもしれないが、これまでの説明によても、貿易をめぐる日本へのアメリカおよび西ヨーロッパ諸国の不満の概要はわかるであろう。

3 自由貿易体制のもとでの保護主義的傾向

3-(1) 二国間協議方式

現在、自由貿易がいろんな側面で制約をうけるようになっている。こうした傾向は1970年代にはいってからはっきりとしたものとなってきた。そうした流れのなかで先進工業国は1975年の第一回の先進国首脳会議以来、自由貿易の原則を確認し、保護主義的政策を避けるべき政策を宣言してきた。しかし、そうした確認と宣言にもかかわらず、先進工業国間にはそれとあい容れないような対立が繰り返されてきた。

過去にさかのぼるまでもなく、1980年にはいり日本とアメリカとの間でいささか長期にわたった自動車交渉が妥結したが、これは日本の自動車メーカーがアメリカ市場向けの自動車輸出を制限し、協定の枠内にとどめるというものであった。民間の貿易について、両国の政府が交渉し輸出台数をきめるというやり方は、自由市場体制のもとにおいては本来異例のことといわねばならない。自動車輸出の自主規制のせいもあってのことと思われるが、1981年においては、アメリカにおける日本車の販売台数が減少はじめた。こうして、輸出自主規制、それはそれなりの効果を「摩擦」解消にむけてもったが、こうして意図的に実現されたこの日本の自動車輸出の抑制は、それとは異なった次元の別な問題を提起している。

それは、自動車交渉がアメリカ政府と日本政府との間の二国間協議によって妥結したことである。もちろん、そういったからといって、この二国間協議それ自体がどうしたということではない。両国の政府の間でこの問題を論議しなければならなくなつたについては、それ相応の理由があることである。もし二国

第2-1表 日本車の各国市場別構成比率

	新車登録台数にしめる輸入車の比率	同じく輸入日本車の比率
日本	1.6	—
アメリカ	28.2	20.9
イギリス	56.6	11.9
西ドイツ	28.1	10.4
フランス	23.1	2.9
イタリア	38.2	0.14
オランダ	—	26.4
ベルギー	—	24.6
EC	—	11.1

〔資料出所〕 日産自動車株式会社調査部『自動車工業ハンドブック』1981年版による。

単位は%表示。

乗用車についての統計である。

間協議によって事態が改善され、政治的にも双方に有利な結論に到達することができるのであれば、それはそれとして評価されるべきものであろう。自動車の場合には、アメリカの自動車産業の再生問題や失業問題とからんで、深刻な対立が生じていただけに、とくにアメリカ政府との間で日本車の輸出問題を協議することは緊急を要するものであった。一般的にいって、こうした場合、緊急性の認定は経済的視点からは判断されないであろう。他の国との間で特定の経済問題をめぐって対立が生じ、それが政治問題化したとき、当事国の間で協議することになるのは事の性質上きわめて自然なことである。これは自動車と限らず、どのような経済的取引についてもいえることである。

それはまた、その生産物の貿易量の比重とも深い関連がある。第2-1表に示すように、1980年における乗用車について日本の輸出仕向け国別の比率をみると、アメリカが実に40.4%をしめており、ECとイギリスはわずかに3.4%とという低い比率である。また、第2-2表に示すようにそれぞれの国の国内市場の総供給台数にしめる日本車の比率をみて

も、アメリカの場合ほぼ20.9%であるが、ECとイギリスの場合にはわずか11.1%と11.9%にしかすぎない。輸出比率からみても、国内市場のシェアからみても、アメリカは圧倒的大きい。したがって、自動車問題については、もっとも問題が深刻になっているアメリカとの間でまず協議がおこなわれるとしても、それは自然の成り行きである。また、そこから当然にいえることであるが、たとえアメリカ政府と日本政府との間で、乗用車輸出に関する抑制措置で合意が成り立つとしても、その合意のラインにそって他の諸国にたいしても同じような輸出抑制措置が講じられるとは限らないことになる。

現実問題としてみると、アメリカと日本の間の二国間協議による結着は選択可能な方策のなかではもっとも妥当なものであったといえる。しかし、しばしば指摘されるように、この二国協議は多角的協議とは性格の異なったものであり、ガット体制の視点からみると、それは好ましいことではない。ガット体制は自由貿易を根幹とする体制であり、その体制のもとで深刻になった貿易問題の解決は、ガットの場における多角的協議によるのが本来のあるべき姿である。

貿易問題がおきるとき、ガットのルールの枠外において関係当事国が個別に協議するというのが二国間協議である。¹⁾ その協議方式が一般化するならば、ガット体制の基礎は掘りくずされてしまうであろう。それが輸出国側の自主的規制であれ、輸入国側の特定品目の輸入制限であれ、二国間協議による結着は保護主義的政策指向の帰結とみなされるからである。

もし貿易問題を抱える当事国がつぎつぎと国別に輸入制限効果を期待しての二国間協定を結んでいくならば、自由貿易の原則に立脚する国際貿易体制は空洞化してしまうであろう。この点に着目するならば、それがいかに現実的措置にみえるとしても、その二国間協

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

第2-2表 日本の自動車輸出の仕向地別構成比

	アメリカ	東南アジア	大洋州	E C	イギリス	中近東	アフリカ	中南米
1968 (43)	29.8	22.4	13.3	5.5	1.0	2.6	9.1	7.8
1969 (44)	32.8	18.9	10.0	4.5	0.2	2.6	11.0	8.0
1970 (45)	38.9	13.8	9.0	4.7	0.5	2.5	10.2	7.3
1971 (46)	45.7	9.3	7.4	5.5	1.2	1.8	9.7	6.5
1972 (47)	42.7	8.4	6.4	11.0	4.4	3.0	6.3	6.1
1973 (48)	39.8	10.6	8.9	12.8	4.3	3.7	7.1	5.9
1974 (49)	38.2	11.1	11.2	9.6	3.7	5.2	8.2	6.0
1975 (50)	34.4	10.9	9.4	14.8	4.6	4.7	8.1	5.4
1976 (51)	36.9	9.5	9.0	14.1	3.6	6.1	6.4	5.0
1977 (52)	39.4	10.8	8.8	12.5	4.0	5.1	6.0	6.3
1978 (53)	41.1	11.9	6.9	12.9	3.7	5.0	6.9	5.1
1979 (54)	45.4	8.7	5.1	15.5	4.7	4.9	5.1	4.5
1980 (55)	40.4	9.7	5.3	14.4	3.4	4.7	5.4	6.5

〔資料出所〕 日産自動車株式会社調査部『自動車工業ハンドブック』1981年版による。

単位は%表示。

議による方式はあくまでも例外的なものとすべきであり、これを一般化して拡散すべきものではないことになる。しかし、果してこれから二国間協議というガットの枠外での問題解決方式が拡散しないという保障があるのかどうか。この点はなはだ問題であろう。いずれにせよ、アメリカとの自動車問題があまりにも二国間協議にぴったりとした問題であった。国際貿易体制の視点からいえば、こうした問題のない方が良いことは確かである。

注1) ここでガット規約による緊急輸入制限措置について言及しておきたい。ガット第19条はそれに関する規約である。内容が漠然としているため、具体的なケースについての適用は厄介である。アメリカでは1974年通商法第201条によって緊急措置を必要とする場合の具体的な手続きをきめている。ITC(国際貿易委員会)が「重大な被害」の調査と認定をおこなうことになっている。最近では、日本からの自動車輸入の急増がアメリカの自動車産業に大きい被害をあたえている、として、アメリカ自動車業界が第201条にもとづいて提訴し、ITCが「重大な被害」なしとの判定を下した例がある。

第19条 特定の產品の輸入に対する緊急措置

1(a) 締約国は、事情の予見されなかつた発展の結果及び自國がこの協定に基いて負う義務(関税譲許を含む。)の効果により、產品が、自國の領域内における同種の產品又は直接的競争產品の国内生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような条件で、自國の領域内に輸入されているときは、その產品について、前記の損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間においてその、義務の全部若しくは一部を停止し、又はその譲許を撤回し、若しくは修正することができる。

(b) 特惠譲許の対象となっている產品が締約国の領域内に(a)に定める事情の下に輸入され、その結果その特惠を受けているか又は受けたいた他の締約国の領域内における同種の產品又は直接的競争產品の国内生産者に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、当該他の締約国の要請を受けたときは、輸入締約国は、当該產品について、前記の損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、該当の義務の全部若しくは一部を停止し、又は譲許を撤回し、若しくは修正することができる。

2 締約国は、1の規定に従って措置を執るに先だち、提案する措置についてできる限り早目に書面により締約国団に通告しなければならず、また、自国と協議する機会を、締約国団及び当該產品の輸出国として実質的に利害関係を有する締約国に与えなければならぬ。特惠讓許について前記の通告を行うときは、その通告には、その措置を要請した締約国の名を掲げなければならない。遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事態においては、1の規定に基く措置は、事前の協議を行うことなく暫定的に執ることができる。ただし、その措置を執った後直ちに協議を行うことを条件とする。

3 (a) 前記の措置について関係締約国間に合意が成立しなかった場合にも、締約国は、希望するときは、その措置を執り、又は継続することができる。また、その措置が執られ、又は継続されるときは、それによって影響を受ける締約国は、その措置が執られた後90日以内に、かつ、締約国団が停止の通告書を受領した日から30日の期間が経過した時に、その措置を執っている締約国の貿易に対し、又は1(b)に定める場合にはその措置を要請している締約国の貿易に対してこの協定に基く実質的に等価の讓許その他の義務で締約国団が否認しないものの適用を停止することができる。

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、事前の協議を行うことなく2の規定に基いて措置が執られ、かつ、その措置がその影響を受ける產品の国内生産者に対して自国の領域内において重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、遅延すれば回復し難い損害を生ずるおそれがあるときは、その措置が執られると同時に、及び協議の期間を通じて、損害を防止し又は救済するために必要な讓許その他の義務を停止することができる。

3-(2) 自由貿易と保護貿易の対立

もともと、自由貿易が望ましいという考え方は、その国の経済における主導的産業あるいは主導的となるべき産業が、それによって

利益をうけうるかどうか、と深い関係をもっている。主導的産業、それは現実には工業であるが、もしそれが自由貿易によって打撃をうけるかもしれないという状況のもとでは、自由貿易の原則は採用しがたいからである。それは単にその主導的産業の盛衰にかかわるだけではない。それと技術的に結びついている関連産業ばかりでなく、投入産出連関の網の目をとおして、その国の経済全般の盛衰が左右される可能性がある。雇用と所得はそれによって大きい影響をうけるであろう。したがって、そうした危惧があるときには、その国は自由貿易に原則としては賛成していても、現実には保護主義的な政策に依存しがちである。

古くはアダム・スミス期のイギリスが自由貿易をとなえ、他方、フリードリッヒ・リスト期のドイツは保護貿易をとなえた例がある。その当時、イギリスの工業にとっては自由貿易主義のラインにそう方が有利であり、それに対する農業側の反対がつよかったです。しかし成長過程をつき進んでいた工業はイギリスの主導的産業となっていたため、農業の反対にもかかわらず、自由貿易の道をつき進むことになった。それに対して、工業の確立過程にあったドイツでは保護主義的政策が唱えられたのである。

また19世紀後半から20世紀はじめにかけてアメリカと西ヨーロッパ諸国の貿易をめぐる対立があったが、そのときにはアメリカの工業は自由貿易の立場をとっていたのに対し、ヨーロッパ諸国は保護主義的対応のために結束したのである。当時、アメリカの工業は労働節約型の大量生産を指向し、やがてアメリカ的生活様式をつくりだすことになった新しい生産物を市場へ送りだしていたが、これらの生産物がヨーロッパ市場へ輸出されるにつれて、旧来の生産方式による生産をおこなっていたヨーロッパ諸国の工業は、それによって打撃をうける事態が出現してしまった。

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

これはまさにアメリカとヨーロッパ諸国との間の貿易摩擦であった。しかも、そのときアメリカ工業が採用していた新しい生産技術の原型は、ヨーロッパにおける技術的発明であった。いわばそれらの発明を基礎に開発し、工業化した技術がアメリカの強い競争力をつくりだしていたのである。

このアメリカとヨーロッパ諸国との間の貿易の自由をめぐる対立は、日本とアメリカおよび西ヨーロッパ諸国との間の対立と、その本質において同じである。日本の工業はそれら先進的な工業国の生産技術を導入したが、やがてそれらの技術を改善し、進歩させ、アメリカや西ヨーロッパ諸国を上回る生産効率のよい生産技術をうみだした。それによって工業の能率を高め、競争力を強化した。つぎつぎと性能のすぐれた工業品をつくりだすことになったが、それらの工業品がアメリカや西ヨーロッパ諸国へ輸出されるにつれて、それらの国との間にそれをめぐる対立がうみだされてしまったのである。

これら先進工業国のはずれも、貿易に関しては自由貿易の原則を当然のこととみなしていたけれども、現実にはそれぞれの国の特定の工業部門への打撃を緩和するために、保護主義的な対応をとろうとし、ときにはそれを実行してきたのである。アメリカ政府と日本政府との間の自動車輸出をめぐる二国間交渉、ECと日本政府との間の協議ははずれも、アメリカやECにおける保護主義的な対応の具体的な現われであった。

それぞれの国の工業部門が国際的な自由市場体制のもとにおいてそれぞれ発展と進歩の過程を歩んでいくとき、それらの工業部門の相対的な競争力のスペクトラムは変化していく。それと並行して為替レートや賃金水準やインフレーションにおける変化が、それぞれの国の工業部門にたいして競争力のスペクトラムの変化があたえるショックを緩和し、調整する機能を果していくかもしれない。また、

それぞれの国の各種の資源や中間財のインプットとそこからのアウトプットの規模は、その発展と進歩の過程において変動する。その生産規模の拡大と変動は国によって異なり、その国ごとの相違は、為替レートや賃金水準やインフレーションの変化と同様に、上に述べたショックを緩和し、調整する機能をもつてゐるであろう。

しかしながら、それはあくまでも可能性であって、つねに緩和・調整機能を果すことにはならない。そのときの状況のいかんによつては、かえってショックを増幅することもありうるのである。そうである限り、競争力のスペクトラムの変化が関係国の工業部門の生産活動能力に影響をあたえないわけにはいかないであろう。もしその変化が長い期間をかけて均一的に生じるのであればともかく、断続的に出現し、それがそれぞれの国の輸出や輸入に集中的に影響をあたえるとすれば、競争力のスペクトラムの変化は無視できない結果をもたらすことになる。そしてそれはむしろ、各国の工業部門がダイナミックな展開をとげていくときの通常の姿なのである。

これまで工業国間において生じてきた自由貿易主義と保護主義という政策上の対立は、すべてこうした競争力のスペクトラムの変化の進行を背景として生じてきたものである。

3-(3) 後発の新興工業国問題

特定の国が自由貿易主義にたった政策をとるか、それとも保護貿易主義にたった政策にしたがうかは、その国の主力となっている産業あるいは主力となるべき産業にとってどちらが有利であるか、に依存するであろう。たとえ自由貿易政策をとることが原則的に望ましいと確信していても、その国の経済の主力となるべき産業がその自由貿易によって大きい不利益をこうむることがはっきりしているならば、現実的には自由貿易政策をとることができなくなってしまう。それが実状であ

ろう。その国の経済発展の段階が、他の国とどのように異なるかに応じて、あるときには自由貿易政策がとられ、あるときには保護主義政策がとられる、という見方があるが、これも結局のところ上に述べたことの別表現であるといってよい。

いま優れた経済力をもったいくつつかの国が先進工業国グループを形成し、それ以外の国は後進的段階の工業国が開発途上国であるとしよう。

その状態が変化なくつづいていくとすれば、先進工業国とそれ以外の周辺諸国との間には、それに対応したひとつの「国際貿易パターン」ができあがってくる。たとえば、先進工業国は高度の工業製品を輸出し、新興工業国は低度の工業品を輸出し、開発途上国は原料品を輸出するといった具合にひとつの貿易パターンができあがる。ところが、新興工業国がしだいに経済力をつけ、先進工業国との市場に参入し、そこへ競合する工業製品を輸出するようになると、その「国際貿易パターン」は崩れてくる。

そこで、その既存の「国際貿易パターン」を維持しようとする先進工業国と新興工業国との間に対立が生じてくる。先進工業国におけるその競合工業は、その国内市場や第三国市場がそれら新興工業国からの工業製品輸出によって蚕食されるのを、自由貿易の原則にしたがって容認することができなくなるからである。

こうして、これまでの「国際貿易パターン」を維持しようとする先進工業国とそれにかわる新しい「国際貿易パターン」をもとめる新興工業国との間に、自由貿易をめぐって対立が生じることになる。先進工業国は保護主義的な貿易政策をとろうとするであろうし、新興工業国は自由貿易の原則に忠実にしたがうべきであると主張するであろう。自由貿易が保護主義的な政策によって歯止めをかけられる典型的なケースである。

これも時間が経過するにつれてやがてひとつの「貿易秩序」が生みだされてくる。いいかえると、先進工業国と新興工業国との間に、輸出工業品についての新しい分業ができあがってくる。各国が不完全ながらも自由貿易の原則を認めるかぎり、生産物供給の国際分業は市場メカニズムの帰着するところに近接するはずだからである。

その意味において工業国間における貿易問題は、よほどのことがない限り、現実的に解決されていく。旧「国際貿易パターン」は新「国際貿易パターン」へと移行していくであろう。先進工業国がいつまでも旧パターンを政策的に固守しようとしたいかぎり、つまり自由貿易の原則を否定しないかぎり、そうなるはずである。それはこれまでの現実の世界における国際貿易の流れをグローバルにたどってみるとなるならば容易に領ることである。

たとえば日本とアメリカおよび西ヨーロッパ諸国との間の貿易問題にしても、結局において現実的な解決の途をたどってきたことは、誰もが認めるところであろう。

3-(4) 「貿易も援助も」の開発途上国

これまで述べたことは現在登場しつつある新興工業国の工業製品の輸出増大問題についてもいえることである。とくに新興工業国の工業製品の増大の場合には、輸出増大といつても目下のところ決定的に先進工業国との競合するまでにはいたっていない。現在、そこには前者が中級品を後者は高級品を生産し、輸出するというパターンが成り立っているからである。しかしこれから先のこととなると、不明である。経済が発展しつづけるかぎり、もしかしたら、それぞれの工業製品輸出において深刻な競合がおきるかもしれない。

しかしここでもうひとつの要因が加わる。それは現在の新興工業国は開発途上国グループに属しているということである。日本とア

メリカの場合とは異なっている。日本の場合には、きわめて急速にしかも同じ先進工業国という立場にあって、自動車という特定の工業製品の輸出を拡大し、それが問題となって二国間協議となったのである。

これまでの経過が示すように、先進工業国間における貿易問題は結局において現実的な解決の途を比較的着実にたどるとしても、開発途上国との間に生じた貿易問題は先進国貿易の場合のようには解決しがたい。そのような場合、貿易問題で対峙している当事国が、二国間協議によって解決に達するというわけにはいかないからである。しかし、そうかといって、開発途上国としての新興工業国が今後提起してくるかもしれない工業製品の輸出問題は、多国間協議で処理可能であるという性格のものでもない。

それは新興工業国の場合には、先進工業国にはない大変厄介な問題があるからである。大変厄介な問題というのは、ほかならない債務累積問題である。それらの国は工業を確立し、輸出を増加させる一方で、輸入をもかなり増加させ対外債務を累積してきている。しかもその対外借り入れ先は先進工業国である。

そうなると、新興工業国はその対外債務の返済のためにも先進工業国への工業製品の輸出を拡大していかなければならぬ。もちろん他の開発途上国への輸出が拡大するならばそれでもよいのであるが、他の開発途上国もまた、石油輸出国を別とすれば、輸入資金に不足している。最近の状況ではそれら非産油開発途上国は一段と経済的困難に落ち入っている。先進工業国や石油輸出国からの大量の援助がなければ経済が成り立たない状況にある。世界銀行はこれらの開発途上国の苦境の深刻化にかんがみ、西側諸国にたいして緊急援助を求めているという状態である。

これでは新興工業国は先進工業国へ輸出を拡大する以外には途がないであろう。新興工業国の中進工業国市場への参入がもたらす貿

易問題は、日本とアメリカおよび西ヨーロッパ諸国との間におきた貿易問題とは、その取り扱われるべき局面が異なっている。

「工業製品の貿易」という領域に限定して問題を処理していくわけにはいかないのである。先進工業国はこれら新興工業国の中進工業品の輸出ができる限り吸収していくことが必要となっている。したがって、今後において、かりに工業製品貿易について問題が生じるとしても、実はこれまでの形では対応できない、という性格のものである。先進工業国間において取り扱われたような形で処理できがたいとすれば、問題の表面的な類似性は解決にとっての指針とはなりえない。

現在、先進工業国と新興工業国との間の貿易パターンは、国際分業体制の変化を急速にひきおこすほどの変化とはなっていない。しかしこれから先、新興工業国の中進工業が、先進工業国の中進工業とつよい競合関係に立つようになっていったとき、しかもなお巨額な債務が累積されているという状況に見るべき改善が生じないとき、この新興工業国と先進工業国との間に、はなはだ厄介な貿易問題がひきおこされてくるかもしれない。

このような状況では、貿易問題を処理するための二国間協議や多国間協議は、文字どおり一時の間に合せのための措置をうみだせても、有効な解決をうみだすことはできないであろう。貿易に関していえば、このことは、自由貿易の原則にしたがって貿易が進行していくのを容認するということを意味する。

そのこと自体は自由貿易体制の視点からみて当然のことというべきであろう。むしろ問題は新興工業国がそこまでいくことができるかどうかである。債務累積を重ねながらの経済発展政策によって、新興工業国の中進工業を先進工業国の中進工業にまで引きあげていくことができるのかどうか、これは大きい問題である。もしできなければ、債務累積の解消はむずかしい。またもし、一般的に開発途上国の中進工業

製品輸出にたいして、先進工業国がさらに一段と特別の優遇措置をとるべきである、ということになれば、自由貿易はゆがめられてしまうであろう。

開発途上国の工業製品貿易をめぐる問題がこうした方向をたどっていくことになれば、関係国間の協議は自由貿易の流れとは異なった方向への結論をみちびきだすことになってしまう。これまでいわれてきた「援助より貿易を」という開発途上国側の主張は、先進工業国がこれらの国からの工業製品の輸入を拡大することを求めたものであるが、現在の開発途上国経済がきわめて困難な状態にあるところからみて、「援助より貿易を」という段階ではなくなっている。いわば「援助も貿易も」といわなければならなくなっている。

新興工業国といわれる中所得水準の開発途上国も、低所得水準の開発途上国も、一様にこうした状況にある。したがって、これらの国と先進工業国との間の貿易は、「自由貿易の原則との関係はどうか」とか「保護主義的傾向をどうすべきか」といった次元からだけみるわけにはいかないかもしれない。しかし、いろいろと政策的措置をとっていくとしても、なお自由貿易の原則はできる限り維持していくという基本方向は守るべきものであろう。

3-(4) 工業品貿易と一次産品貿易

現在、自由貿易体制は脆弱なものになりつつあるが、それと関連して一次産品の貿易問題がある。一次産品の供給圏の多くは非産油開発途上国であり、それら供給国にとって重要な収入源となっている。その一次産品輸出の増大と輸出価格の安定は、先進工業国との経済状況の推移に大きく依存している。国際取引市場の自由な流れにまかせておくならば、一次産品の輸出の増大も価格の安定も、それら輸出国の希望するようには進まない。これは工業製品の輸出の場合とはまた異なる貿易問題を生みだしている。

もしそれら一次産品貿易に関して関係輸出国がカルテルを形成していくとすれば、そしてそれが成功するならば、価格の安定を実現できるであろうし、たとえ先進工業国がその経済的停滞のためにその一次産品の輸入を増大させなくとも、その価格を引きあげることによって輸出収入を増大させることができるであろう。

そのとき、国際市場における一次産品は石油とまったく同じ立場にたつことになる。現在あまり進んでいるとはいえない国際商品協定は生産国による国際カルテルとはまったく性質の異なったものであるが、もし各種の一次産品についてそうした国際商品協定が一般的にゆきわたるならば、そこには供給国と消費国との間の貿易は両者によって管理された貿易となるであろう。一次産品貿易が多少ともそうした方向にむかって進んでいるのは、世界経済における現在の経済状況と環境条件を考えると已むをえないものなのであろう。

しかし、それは同時に国際市場における自由貿易の流れを抑制するものである。そこに登場しているのは、これまでとはまったく異質の保護主義の流れというべきであろう。それは保護主義的政策をとる当事国の国内産業の保護ではなくて、一次産品の供給国である開発途上国産業の保護なのである。

工業国においてとられる保護主義的政策はその政策をとる国における特定産業への国内分配の変更という意味をもっているが、一次産品をめぐる保護は消費国から生産国への国際的分配の変更という意味をもっている。たとえ工業国との保護主義的政策が国際的分配に影響をあたえるとしても、それは生産(輸出)国から消費(輸入)国への分配の変更となる。その点においても、一次産品をめぐる国際的な保護政策は工業品貿易にみられる通常の保護主義的政策とは異なった意味づけをもつものであるといってよい。そして、それは好むと好まざるとにかかわらず、現在の国際貿易

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

の世界における強い潮流なのである。

その強い潮流の基礎にあるのは、開発途上国の先進工業国にたいする国際的再分配要求である。石油貿易はそのことをもっとも明瞭に示している。石油輸出国がカルテルを形成し、その供給を抑制し、その価格を大幅に引きあげたとき、それは自由市場体制が成立して以来、もっとも公開的におこなわれた大規模な国際的所得再分配となった。先進工業国と開発途上国との間の貿易関係はこれまでとはまったく異なったものに変化してしまったのである。開発途上国は石油輸出国と石油輸入国の二つのグループに分裂し、その利害は完全に対立するものとなってしまった。それ以後、石油輸出国は強いカルテルの市場操作力をフルに用いて、断続的に石油価格を引きあげてきた。石油貿易は、こうして完全に自由貿易の枠外にでてしまったのである。

このようにみると、ともかくも自由貿易の原則を前提にしながら貿易がおこなわれているのは現在では工業製品のみであるといってよい。先進工業国は、毎年おこなわれるサミットでの宣言が示しているように、保護主義的政策をさけ、自由貿易を堅持する点で原則的に一致してきた。たとえ工業製品でなくとも、先進工業国が輸出国となっているものについては当然その原則にしたがうべきものとなっている。麦や食肉などの食糧についても、その供給国が先進工業国であるかぎりは事実そうになっているのである。

しかし、日本に代表的にみられるように、食糧貿易はかならずしも自由貿易の原則の枠内ではなく、輸入制限政策がとられている。日本の農業グループは経済的安全保障という新しい旗印を登場させているが、もともと食糧は長期にわたって保護主義的政策の対象であったのであり、別にいまはじまつことはない。

しかし、自由貿易が工業製品と一部の一次産品というごく狭い領域でしか生きていない

といつたら誇張にすぎるであろう。なぜなら、世界貿易のほとんど70%は先進国間貿易であり、そのなかで自由市場機構の枠外にあるものは限られている。すくなくとも70%もの貿易が自由貿易の原則にしたがっているとするならば、やはり自由貿易が支配的というべきであろう。なによりも、先進工業国が自由貿易によって大きい利益をうけている以上、たとえ、石油、資源、一次産品のいくつかが脱落するとしても、先進工業国が自由貿易から脱落する理由はないのである。

3-(5) 貿易摩擦のプロセスにおける日本の対応

日本経済は第1次オイル・ショックも第2次オイル・ショックも乗りこえて突き進んできた。日本の工業製品の輸出は大幅に増大し、貿易黒字は拡大した。しかし、日本よりも緩慢な対応プロセスをたどってきたアメリカと西ヨーロッパ諸国の不満は著しく増大してしまった。それらの国は世界における先進工業国グループの一員としての日本の輸出拡大にたいし何らかの歯止めを求め、それは強い非難に近い要請にまで高まってしまった。

こうした事態はこれまで何度もくりかえされてきたところである。しかし、状況は以前のケースよりも深刻である。アメリカのソ連にたいする現状認識とそれにもとづく政策が、レーガン共和党政権の誕生以来、きわめて厳しくなってきたことと、それは無関係ではないであろう。先進工業世界における経済的不況とも、それはつながっている。

もともと政治と経済は相互に関連しており、個別的な貿易上の対立あるいは摩擦も全体的な経済・政治状況と深い関係がある。1970年代後半にはいってからは、日本の貿易をめぐってたえず対立と軋轢がおきているかにみえる状況であるが、それは日本と西欧的世界との間の行動様式の相違にも関係があるかもしれない、対立や軋轢の受けとめ方に差があるの

かもしれない。そうであれば、もしそれがアメリカとフランスの間であったならば、とか、イギリスと西ドイツの間であったならば、という設問は意味をもってくる。なぜならこうした貿易上のトラブルの深刻さの程度、受けとめ方や対応の具体的なあり方が変わっているかもしれないからである。

そうした可能性があるかぎり、貿易問題における対応を考えるにあたって広く社会的・文化的背景ないしは要因にまでその考察範囲を拡大する必要があるであろう。もちろん、それは政治的要因との絡み合いをその考察範囲に含んでいる——そのことは当然のこととした上での話である。いいかえると、貿易上の対立あるいは摩擦は、経済的領域のみならず、政治的・社会的・文化的領域を含んだ広域的視野のもとで考察されなければならないことになる。

これは貿易とかぎらず、他の経済問題における対立や軋轢の場合にも妥当する一般論といってよい。いいかえると、政治的・社会的・文化的・宗教的な領域においても、国と国との間に対立や軋轢、ときには紛争が発生することがあるが、その場合にも、この一般論は妥当するということである。経済的な領域とかかわりなく、純粹に宗教的あるいは政治的な要因のみによって、国と国との間に対立などがおきるケースというのは、むしろかなり稀なことであろう。

このように、多くの要因の相互の絡みでおきてくる国と国との間の対立あるいは摩擦ではあるが、これまで貿易をめぐる摩擦がおきてきたそもそもその原因は、日本の製造工業における著しい成長である。とくにオイル・ショック以後における日本経済のパフォーマンスがアメリカや西ヨーロッパ諸国にくらべて良好であったことは、1970年後半からの貿易摩擦の基本的要因となっている。

日本においても他の国と同じく一時はかなりのインフレーションに見舞われたが、それ

をいちばん沈静化させることができた。とくに機械工業におけるエネルギー節約、技術進歩とあいまって、それは日本の機械工業の国際競争力を強化することになった。それでも、もしそれが他の経済的あるいは非経済的因素における悪化という事態をひきおこしていたならば、これまでみられたような日本経済の良好なパフォーマンスはみられなかつたであろう。失業率が高くなつたとはいっても、かなり低い水準にとどまってきたし、社会不安の種となることもなく、政治的安定がかき乱されるような激しい要因も触発されなかつた。

その意味では日本経済のパフォーマンスは、内からも外からも特別な攪乱要因に乱されることなく良好な姿を示すことができたのだということができる。たしかにアルミニウムや石油化学などの構造不況産業が問題となっているし、郵便貯金と民間銀行の対立という、はなはだ日本的な金融機構問題も登場した。財政赤字の累積によって問題化した行政改革や国債問題がある。アメリカとソ連双方の対外ソシテイの変化が触発した軍事支出問題もある。そのほかにも問題山積という状況である。しかし、マクロ的にみてみると、日本経済がうまく運営されてきたという評価はくつがえらないであろう。そして、このうまく運営されてきたことの結果の一つが、アメリカや西ヨーロッパ諸国との間の貿易上の対立・摩擦の発生である。

したがって、その点からすると、貿易摩擦の深刻化は、先進工業世界における日本経済の相対的なパフォーマンスの良さの延長線上の出来事なのである。しかしそうであるからといって、パフォーマンスの良さの上に安住し、優越感にひたっているわけにはいかない。それには考慮されねばならない二つの問題がある。一つは長期的な視点からの問題である。日本経済はいつまでこの良好なパフォーマンスを続けていくことができるのか、という問

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

題がそれである。もう一つは短期的な視点からの問題であり、目下深刻になりつつある貿易上の摩擦をどのように静めていくか、あるいは静めていくことができるか、ということである。これらの問題はいずれも経済問題ではあるが、しかし経済だけの視野のなかだけでは解明や対応のむずかしい問題である。

しばしば外国からいわれることであるが、日本の市場は開放されていない、という。しかし日本の市場への外国からの参入を阻止するための法的な措置がはりめぐらされているといったら嘘であろう。たしかに農業生産物貿易についていえば問題であるが、工業生産物貿易についてはそうではない。自由市場なのである。それでも開放されていない、外に閉ざされた市場であるという非難があるのは、事実である。それは法的な問題ではなく、慣習的な社会制度的な相違にかかるもの、行政をおこなっていくときのやり方にかかるものである。それらの相違が生まれるにいたった歴史的背景は一朝にして消し去ることはできないであろう。

たとえば、「原則自由の原則」で組みたてられている自由社会か、「原則管理の原則」で組みたてられている自由社会か、を決めてきたものは、法律ではない。その政治・文化・経済・宗教を含む全領域における長い歴史的プロセスでその社会の人びとが決めてきたものである。アメリカの「原則自由の原則」にもとづく社会構造をきめてきたものは、アメリカ大陸へのヨーロッパからの移住、独立、発展のプロセスである。同じ西ヨーロッパ諸国であっても、国によって歴史的プロセスは異なるように、「原則自由の原則」といってもそれにもとづく社会構造は異なっている。

いかに自由市場であるといっても、いろいろな法律的制約が個別に設定されていれば、その市場は閉鎖的となってしまうであろう。法律によらずに慣習や社会制度によって自由取引が抑制されていれば、その市場もまた閉

鎖的となってしまう。そうなると、問題は、市場の開放度を現実的にきめていくものが、ある国では法律であったり、ある国では慣習・制度であったりする、という点に集約されてしまうように思われてくる。

たとえば、その政府の政策変更にあたって、日本はしばしば外圧によるといわれる。しかしながら「政策変更の外圧原則」とも呼ばれるこの現象は、かならずしも日本ばかりでないであろう。どの国の政府でも、必要があれば、「外圧」を利用するのをためらわないと思う。ただ日本の場合、アメリカが圧力を加えると、それに抵抗しながらも受け入れてしまうと思われている点が問題なのである。日本の社会にはたしかにそういう風潮がある。「消防署のお達しにより火災予防のためここでの喫煙は禁止されています」という張り札は、同じ風潮に属するものであるといえよう。

圧力を加えることが、政府に政策変更させるもっとも端的な方法であるとなれば、たしかにそうなるかもしれないし、そのためにかえって対立や摩擦が大きくなってしまう可能性もでてくる。しかし、たとえば、日本でシンポジウムが開かれたりすると、しばしばアメリカ人の発言者は、アメリカ政府の現在のやり方を改めさせるためには、日本はもっといいたいことを主張せよという。これもまた逆の立場にたつ外圧原則である。それは、日本がもっといいたいことを強くいえば、アメリカは特定の方向での政策を修正し、それを押しつけてこなくなるであろう、ということを意味しているからである。これもまた慣習制度の違い、行動の仕方の違いであって、本質はそれほど異なっていないともいえることである。

貿易といっても、財の貿易のほかにサービス貿易がある。さらに有価証券の取引がある。市場の開放問題はこれらすべてに関係しているが、国際競争力の強い国は国内市場の開放を充分におこない、国際競争力の弱い国の場合

合はその開放度が制約されても大目にみるべきであるという考え方がある。もともとある。

日本経済が弱い時期には、IMF・GATT体制のもとにあっても、為替管理をおこない、各種のNTBを設定し、強い傾斜的関税を賦課し、アメリカもそれを認めてきた。いまは立場は逆となった以上、アメリカや西ヨーロッパ諸国が、かつて日本がとった政策的立場をとるとしても当然認めらるべきである、という論理がそこからでてくる。しかし、幼稚産業が対象の場合と衰退産業の場合とを同一に扱うことはできないし、産業再生問題は短期の問題なのか、それとも長期の問題のかはケース・バイ・ケースであろう。

日本の対応は、これまで常にといってよいぐらい、輸入増大のための緊急措置と輸出抑制のための自主規制という短期的な手段をとってきたし、現在でもそういう方策によろうとしている。市場開放は産業調整問題あるいは長い慣習がからんでおり、長期的にしか実行しないからであった。もちろん市場開放の実質的な効果については疑問もあるが、同一水準の開放・相互主義という要求についての配慮は必要であるし、日本内部の効率化的視点からも追求されてしまうべきである、というのが一般的認識のようである。もっともアメリカが主張している相互主義という考え方には、それ自体としては保護主義の意味合いはないが、保護と開放の双方に適用しうるものであり、保護主義へいつでも転化してしまう危険性をもっている考え方である。

長期的な視点からの対応ということになれば、経済成長率の問題もでてくるし、対外投資問題もでてくる。いずれも市場開放と同じく、その影響の及ぶ範囲は大きい。いいかえると、配慮されるべき問題が広範に渡ることである。こうした点は、単に日本にとってのみ問題となることではなく、他の関係するすべての工業国にとっても問題なのである。その意味では、現実における対応とい

る視点からいえば、きわめて限定された範囲での政策手段を選ばねばならなくなっている、といわなくてはならない。

4 輸出増大が必要な債務累積国

4-(1) 石油危機後の開発途上国

開発途上国には石油輸出国に属する開発途上国と石油輸入国に属する開発途上国と石油輸入国に属する開発途上国の二つのグループがあり、前節において論議の対象となったのは、後者のグループ、すなわち非産油開発途上国である。これら非産油開発途上国はさらに新興工業国と文字通りの後進的段階にある開発途上国とにわかれ、このうち、貿易摩擦との関係でいろいろと問題になっているのは前者である。これらの非産油開発途上国は、その工業化プロセスにおいて、かなりの对外債務を蓄積しており、そのため、「援助よりも貿易を」というところから「援助も貿易も」というところへ事態を進行させてしまったのである。

この对外債務累積はオイル・ドラーの国際的還流問題の一つの側面であり、非産油開発途上国の中でも新興工業国の経済発展にとって大きい制約要因となってきている。それはまた同時に、新興工業国のドル収入獲得をめざしての輸出促進の動力ともなっている。新興工業国は工業品輸出のための市場を求めており、市場開放や特恵待遇を先進工業国に要請ないし要求している。それと同時に大幅な援助を期待し、ときには要求している。

南北問題はこうしていろいろな階層にわかれている開発途上国の中によって、それへの対応は先進工業国にとって複雑なものとなっているが、「援助も貿易も」という事態になったことは、自由貿易の立場からみて事態の重大な推移とみなくてはならない。こうした点から、以下この債務累積問題について考

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

第4-1表 グループ別の国際収支

	1970~73平均	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981**
先進工業国(1)	91	-262	55	-172	-230	60	-420	-760	-500
(2)	85	-260	-5	-180	-240	100	-350	-730	-400
石油輸出国(1)*	117(85)	770	495	650	615	420	1,110	1,620	1,440
(2)	24	595	270	365	290	45	680	1,160	820
非産油開発途上国(1)	-73	-235	-280	-150	-120	-210	-330	-420	-470
(2)	-79	-260	-300	-175	-125	-225	-370	-500	-560

〔資料出所〕：「O E C D 経済見通し」による。(1)貿易収支、(2)経常収支。

* () 内の数値は黒字の急増した1973年を除いた値を示す。

**予想値である。

単位は億ドル。

察をすすめておくことにしよう。

現在、非産油開発途上国は巨額な対外債務を抱えており、しかもその債務は年ごとに累積をつづけている。その債務返済をめぐり、いつカントリー・リスクが発生するかわからない状況にある。もし債務返済の不履行という事態になるならば、融資をおこなった先進工業国の銀行団は混乱に陥り、その混乱は、国際金融市場に波及し、もし適切な対応策がとられなければ、それはさらに各との実体経済に激しい動搖をあたえる潜在的危険性をもっている。

そうした懸念がもたれるのは、非産油開発途上国の累積債務が並はずれて巨額だからである。巨額な債務が累積されるにいたった理由は明白である。それら非産油開発途上国の経常収支が1973年の第1次石油ショック以来、長期間にわたって大幅な赤字をつづけ、それはさらに78年の第2次ショックによって増幅されたからである。1973年以降、開発途上国は、石油輸出国機構(O P E C)に属する開発途上国グループと石油を産出しない開発途上国グループに截然とわかれてしまった。1973年の第1次石油ショック以後について、これら二つのグループとO E C D加盟の先進工業国とのそれぞれの貿易収支と経常収支の動きをみると、第4-1表のようになる。

この表から明らかなように、石油価格が大幅に引き上げられた時点から、先進工業国の貿易収支は巨額の赤字を示すことになる。

1974年に一気に262億ドルという赤字に転落してからは、75年と78年の2年を除き、毎年数百億ドルの赤字となっており、しかもその赤字幅は増大傾向を示している。とくに1978年の第2次石油ショック以後、その赤字は著しく増大し、80年には、それは760億ドルという史上最大の赤字に達している。1981年においては、やや減少するにしてもなお500億ドルの赤字が予想されている。石油価格の引上げがその原因であることはいうまでもない。

これと対照的に、石油輸出国の貿易収支の黒字は、1974年に一気に770億ドルという高水準に達し、81年においては前年より若干低下するが、それでも実に1,440億ドルもの黒字が予想されている。しかし、非産油開発途上国となると、貿易収支の赤字は先進工業国とのそれに匹敵するばかりでなく、先進工業国の場合とは逆に、経常収支はさらに大幅な赤字を示し、しかも1981年には先進工業国を上回る赤字の拡大が予想されているのである。

第1次石油ショックまでの4年間の平均をとった場合、先進工業国と石油輸出国のいずれにおいても、その貿易収支と経常収支は適度に受取り超過であり、その受取り超過額はこの二つのグループの間において格段の相違ではなく、いちおうのバランスがとれたものであった。さらに、赤字・黒字のいずれにしても、その金額は相対的にいって小幅なものであった。

先進工業国はその経常収支の受取り超過を

バックに開発途上国へ直接投資や貸付けの形で資金を流出させてきた。他方、石油輸出国は、その受取り超過による資金をこれまたいろいろな形で、先進工業国の金融市場へ流出させてきた。1973年までは、このような国際資金循環のパターンが成りたっていたのである。しかしながら、1973年を境にして様相は一変してしまった。先進工業国は石油輸入代金が急激に増大したため、その貿易・経常収支は大幅赤字に転じた。非産油開発途上国は赤字も3倍以上に拡大し、石油輸出国の黒字は一挙に10倍あるいはそれ以上に増大したのである。現在の国際資金循環をめぐる厄介な問題はここから生じた。

4-(2) 資金の国際的偏在

石油価格の大幅引上げによる追加的支出は、石油消費国から石油輸出国への「購買力の移転」と同じことである。それは世界経済に対するデフレーション圧力となり、とくに先進工業国の生産活動を低下させ失業を増大させた。他方、石油供給削減とともにとなった価格の引上げは激しいコスト・インフレーションをひきおこし、インフレーション期待に拍車をかけた。経済見通しの困難とあいまって、インフレーションの加速は投資を激減させ、先進工業国経済のスタグフレーションは一段と悪化してしまったのである。

この経済状況の悪化は三つの方向へ波及効果をあたえた。まず、それによって石油と一次産品に対する需要が抑圧されて一次産品市況は悪化した。また、石油需給は緩和し、石油輸出国機構による価格引上げ政策の環境条件は弱化した。つぎに、先進工業国における強烈なインフレーションによって工業製品の輸出価格が上昇した。

石油と工業製品との間の交易条件は、すでに先進工業国にとって大幅な悪化となっていたが、この工業製品の輸出価格の上昇によってその悪化の一部はとり戻された。その意味

では、先進工業国は石油価格引上げに対するカウンター・パンチのルートを保持していたことになる。しかし、一次産品については市況悪化のためにその価格は低落しているから、石油との間の交易条件は工業製品の場合とは状況がまったく異なっていた。一次産品の主要な生産地域となっている非産油開発途上国は一次産品の価格と輸出量の低落によって打撃をうけ、さらにその主要な輸入品である工業製品価格の上昇によって打撃をうけたのである。

もちろん、それらの国がその経済開発の規模を縮小し、経済活動水準と輸入食糧の消費を低下させれば、輸入額を減らすことができる。しかし、大量の遊休労働力をかかえ、高い人口増加率をもつ開発途上国の場合、それはかなり困難なことである。あまり安定的とはいえない政治的・社会的状況のもとでは、経済生活における不満を増大させるような政策をとろうとしないのが、政府の一般的態度である。そうなると、どうしても国際収支の赤字は拡大せざるを得ない。

同じ開発途上国でも、石油輸出国はその膨大な石油収入を国内の経済開発に投入することができる。いきおい、その経済開発計画は大規模なものとなり、それにともない支出は急増し、国内物価は上昇する。それと同時に、先進工業国からの工業製品の輸入は急速に膨れあがった。経済開発に不可欠な各種の生産設備から食糧その他の消費財、住宅・輸送・通信・港湾・交通等の経済基盤確立のための投資財など、膨大な額の生産物が先進工業国から石油輸出国へ輸出されたのである。

それによる石油収入の国外への撒布は、直接には非産油開発途上国へ流れないので、悪化した貿易収支の改善には役立たない。「世界中のクレーンを集めた」と評された石油輸出国の活発な経済開発は、主として先進工業国との間の「実物的トランク」を可能にし、石油輸出国へ移転された購買力の一部

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

第4-2表 石油収入の市場別運用状況

	1979年	(%)	同年末残高	(%)
ユーロ市場	310	51.2	890	37.7
イギリス	24	4.0	112	4.7
アメリカ	68	11.2	554	23.5
その他工業国	112	18.5	346	14.7
国際機関	▲4	▲0.7	79	3.3
非産油LDC	96	15.8	379	16.1
合計	606	100.0	2,360	100.0

〔資料出所〕：「イングランド銀行四季報」による。

単位は億ドル。

▲印はマイナス。

第4-3表 アメリカの民間銀行の対外債権残高の推移

	総額	非産油 LDC	(%)	非産油 LDC*	(%)*
1974	450	195	43.3	146	32.4
1975	583	302	51.8	200	34.3
1976	793	457	57.6	238	30.0
1977	902	533	59.1	256	28.4
1978	1,155	659	57.0	316	27.4
1979	1,338	778	58.1	430	32.1
1980	1,950	1,215	62.3	654	33.5

〔資料出所〕：「アメリカ連邦準備制度理事会月報による。」

*はオフ・ショア市場（パナマ、バハマ、イギリス領西インド諸島）への債権を除いた数値。

単位は億ドル。

は、この「実物的トランシスター」をとおして先進工業国へ還流した。

また、残りの大部分は有価証券購入や銀行預金をとおして先進工業国の金融市場へ還流した。石油輸出国はその収入資金の保全のために確実安全な運用を求めたため、資産運用先はどうしても先進工業国に集中せざるをえない。石油輸出国による石油収入の余裕資金の運用状況は第4-2表にみるとおりである。1979年における石油収入の50%強は、イギリスが大きいウェイトをしめるユーロ市場において運用されている（なお、イギリスの欄はイギリスの政府関係の有価証券を表わしており、アメリカとその他工業国欄は銀行預金と政府証券の双方を含んでいる。ユーロ市場がきわめて大きいウェイトを示しているのは、1978年に石油価格の第2次大幅引上げがあり、急増した石油収入がひとまずユーロ市場へ預

けられたことによる）。

非産油開発途上国へはわずか15.8%しか流れおらず、1979年末の運用残高でみてもほとんど変化はなく、その比率は16.1%にしかすぎない。これに対し、運用残高の84%は先進工業国で運用されており、それもユーロ市場とアメリカ市場とでほぼ61%を占めている。そういうわけで、石油輸出国から非産油開発途上国へのオイル・ドラーの直接的な還流は、驚くほどわずかである。

先進工業国においては、すでに述べたように、激しいインフレーションと不況と対外支払いの急激な増大が生じたため、当然のこととして資金需要は低い水準に落ち込んでしまった。この先進工業国における国内の資金需要の低下とは対照的に、非産油開発途上国の資金需要は急激に増大した。それは、急速に膨れあがった経常収支の赤字をうめるには借り入れに依存するしかなかったことによる。

しかしそれだけではない。とくに中所得（中進）国とよばれる諸国は、国内の経済的要因のためだけでなく、それと深くつながっている政治的・社会的要因のためにも、国内開発のテンポを、可能なかぎり維持しようとした。経済的離陸の過程をへて新興工業国途を走りはじめた中進国の場合、対外借り入れを拡大しても、その資本蓄積をはからうとする政策指向はかなりはっきりしたものであった。たとえ対外債務が累積しても、工業化過程を突き進んだ暁には、先進工業国への工業製品の輸出拡大によって債務の返済が可能である。それまでは債務が累積してもやむをえないという考え方は、まさに後発先進国日本のかつての政策指向でもあった。

4-(3) 先進工業国から非産油開発途上国への援助・貸付

さきの第4-2表に示したように、1979年末の累積額でみると、ユーロ市場へ約890億ドルのオイル・ドラーが流入している。これは約

6000億ドルと推定されるユーロ市場規模の14.8%にも達する大きさである。モルガン・ギャランティ・トラストの推計によると、1979年には非産油開発途上国はこのユーロ市場から、350億ドル強の借入れをおこなっている。これはユーロ市場の1979年の貸出し額の43%を占めている。

非産油開発途上国への民間投資や無償援助はそれほど多くなく、とても毎年の巨額な経常収支の赤字をそれによって埋め合わせることはできない。どうしても海外から借入れなければならぬ。もちろん、石油輸出国からも借入れをおこなっているが、その金額は大きくはない。1979年には前年より34億ドルほど増加したが、それでも96億ドルにしかすぎず、大部分は先進工業国からの借入れによって埋め合わせたのである。

ユーロ・ダラー市場と同じように、アメリカの民間銀行も非産油開発途上国に対しかなりの貸出しをおこなっている。第1次石油ショック以後の対外貸出し残高の推移は第4-3表に示すとおりである。非産油開発途上国への貸出しが比較的に多いのは、アメリカの民間銀行がいかに非産油開発途上国へ積極的に関与しているかを示すものである。その対外預金残高のうち特別なオフ・ショア市場への債権を除くとき、非産油開発途上国に対する債権は全体の3分の1を占めている。

1978年には60億ドルの新規貸出しがあったが、79年には114億ドルに増加、80年にはさらに224億ドルへと増加、年ごとに新規の貸出しが増えている。その結果、1980年末の債権残高は654億ドルの巨額となっている。これまでユーロ市場からの借入れがアメリカの民間銀行からの借入れを上回っていたが、現在ではユーロ銀行もアメリカの銀行も非産油開発途上国との金融上のかかわり合いにそれほど大差はない。両者のウェイトが急速に接近したのは、ここ3年ほどの間、アメリカの銀行の非産油開発途上国への貸出しが上述の

ごとく増加をつづけたのにたいし、ユーロ銀行からの貸出しは後述の理由によって減少したからである。

石油輸出国が開発支出に必要な水準以上に巨額のオイル・ダラー入手しているのは、石油価格を大幅に引き上げながら、他方で先進工業国を中心とする石油消費国への石油供給水準を維持しているからである。それは石油供給を大きく削減した場合、石油輸出国といえども、それによって生じる世界経済の混乱の圏外に立つことができないからである。結果として、埋蔵原油を金融資産に代替するということになった。先進工業国の民間銀行は、預けられた金融資産すなわちオイル・ダラーを運用しなければならず、ある程度の危険負担のもとで非産油開発途上国への貸出しを増大させざるをえない。これが、巨額な経常収支の赤字をかかえる先進工業国の金融機関が、同じく巨額な経常収支の赤字をもつ開発途上国へ資金を貸し出してきた理由である。

石油輸出国が経済開発に「吸収」しなかった石油収入を、先進工業国の通貨・有価証券などの金融資産の獲得にふりむけ、安全に確実に運用していくとするかぎり、非産油開発途上国への資金不足を埋め合わせるのは先進工業国ということにならざるをえない。もちろん、そうはいっても民間銀行である以上、まったく返済の見込みもない国へ資金を貸し出すことはできない。言い換えると、先進工業国の民間銀行は返済するだけの経済力をもつと思われる国にむかって貸出しを集中させてきたのである。実際のところ、非産油開発途上国への貸付けが急激に増大してきたといっても、それは比較的に新興工業国へ傾斜していたのである。

世界銀行の資料によると、たとえば1979年における低所得国（1人当たりGNPが300ドル未満の開発途上国、約30ヵ国）の対外債務残高は410億ドル強であるのにたいし、中所得国（1人当たりGNPが300ドル以上で

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

第4-4表 非産油開発途上国の対外債務残高

	1970末	74末	77末	78末	79末
公的資金の 借り入れ	351	637	1,023	1,211	1,380
民間資金の 借り入れ	260	782	1,552	1,972	2,380
合 計	641	1,419	2,575	3,183	3,760

資料 「世界銀行年次報告」による。
単位は億ドル。

3000ドル未満の開発途上国（約70ヵ国）の対外債務残高は約2520億ドルとなっている。しかも、その70ヵ国の中の半分の35ヵ国は1人当たりGNPが700ドルをこえており、それらの国が中所得国の対外債務残高の約60%を占めている。対外債務の1国平均残高をみると、低所得国では約14億ドル、中所得国では約37億ドルとなっている。

さらに中所得国の上位35ヵ国についてみると、平均残高は約46億ドルとなっている。つまり、一般的にいえば、所得水準の高い開発途上国ほど対外累積債務は大きい。これによってみても、先進工業国からの資金の流れが、いかに相対的に生産能力をもち所得も高い国へ多く向かっているかがわかるであろう。したがって、それらの国の債務返済に懸念が生じるとすれば、それは国際経済の視点からみても重大なことなのである。

4-(4) 開発途上国の輸出と借り入れ限界

中所得水準の開発途上国の経常収支の赤字は、1970年において71億ドルであったが、第1次石油ショック後の1975年には342億ドルに跳ね上がり、さらに第2次石油ショック後の80年には510億ドルに増大している。世界銀行の予想によると、5年後の1985年には赤字はさらに増加して600億ドルとなり、10年後の90年には722億ドルに達すると見込まれている。言い換えると、中所得国の対外債務残高は第1次石油ショック以後に大幅に増大し、しかも今後さらにその増大が予想されているのである。

もちろん、これまでの債務増大がすべて民

間銀行からの借り入れによっているわけではない。第4-4表に示すように、1970年末における非産油開発途上国の対外債務残高のうち民間からの借り入れは290億ドルであり、それは対外債務残高の45.2%にあたる。したがって、公的機関からの借り入れ比率は民間からのそれよりも大きかった。

しかし、1974年末には民間からの借り入れは782億ドル、そのときの対外債務残高の55.1%に上昇し、公的機関からの借り入れを上回ってしまった。1979年末には、それがさらに2380億ドルと増大し、そのときの対外債務残高の63.3%も占めるに至ったのである。非産油開発途上国が、先進工業国の中間金融機関からの資金借り入れを、いかにすみやかに増加させてきたかがわかるであろう。

1970年代の終りにいたって、民間銀行が非産油開発途上国の債務累積にたいして警戒的態度をとりはじめた理由はここにある。非産油開発途上国の場合、借り入れをおこなう主体は主として政府や準政府機関などの公的機関であり、民間企業の借り入れは少ない。とくに1970年代の後半にはいってからは、公的機関の比率は高くなり、対外債務残高に占める公的機関の債務比率は80%をこえている。

公的機関が主たる債務者であるということは、その返済に関しては民間企業が債務者であるよりは相対的に安全であるが、しかし、公的機関だからといって、返済資金に不足するならば、返済は不可能となってしまうであろう。非産油開発途上国として対外債務を返済するには輸出を拡大するしかない。しかし一次産品の価格が低迷し、先進工業国の不況でその輸出は沈滞している。また、たとえ工業製品を生産できても、先進工業国との競合することになれば、不況にならむその市場へむけて輸出を拡大することも思うようにいかない。そうなれば、返済資金の確保は難しい。

非産油開発途上国は毎年新規に借り入れをお

になっているが、1979年において、その新規借入額に占める債務返済額と利子支払額の比率は実に71%にもなっている。対外債務の巨額な国ほど、事態は深刻とみなしてはならない。たとえば、ブラジルの債務は1980年3月末369億ドルの巨額に達しており、メキシコは315億ドルである。韓国、アルゼンチン、トルコなどもそれについて巨額な債務をもっている。1980年にはいってからユーロ市場は非産油開発途上国への貸出しを抑制している。すくなくとも1980年にはアメリカの銀行がその分をカバーするだけの貸出しをおこなったが、すでに警戒的になっている銀行にとって、これ以上の貸出しの拡大継続は困難であろう。

4-(5) 石油輸出国の石油収入の運用

石油輸出国側の状況にも変化が生じてきた。野心的な経済開発計画を実行に移してきたことについてはすでに述べたが、急速な開発の推進の過程において、社会的基盤の不備や技術的労働力の不足などのボトルネックの出現、伝統的社会構造や宗教的モラルとの軋轢の進行など、政治的・社会的安定性にいろいろと問題がでている。いうまでもなく、それはインフレーションや所得分配にたいする民衆の不満とも結びついている。石油輸出国の多くは開発計画の速度を適度な水準へ引き戻し、民衆の生活安定を考慮した支出をおこなうなど、開発計画は明らかに曲り角にきている。それは、先進工業国からの工業製品の輸入を減少させ、石油輸出国の経常収支の黒字を拡大する可能性をもっている。

さらに、先進工業国のインフレーション（工業製品の価格上昇）に対応し、石油収入の実質価値を維持するため、石油価格のインデクゼーション政策を指向している。先進工業国の不況のなかで石油資源を温存するため、これらの国は石油の供給抑制と価格引上げを今後における政策の方向とみなしている。もしそうだとすれば、先進工業国の経常収支の

改善は長期的にはかなり厳しいものとなるであろう。

同じことは非産油開発途上国についてもいえ、経常収支の赤字の拡大をさけるのは難しいかもしれない。非産油開発途上国の成長率の目標は7%と高いが、先進工業国の成長率は2~3%程度とみられている。これが輸出減・輸入増をひきおこさないはずがないし、もしそうなれば、債務累積は進行し、公的負債の返済困難からデフォルト（破産）へと進行する確率は高まってくる。事態は公的機関の元利返済不能の臨界点に近いところにあることを示している。もしそうであるとすれば、現在のままでは先進工業国の民間銀行にとって、非産油開発途上国への資金供給をつづけることはきわめて問題である。

このことは、もし世界経済の安定のために非産油開発途上国への資金供給をつづけるべきであるとするならば、オイル・ドラーの還流メカニズムに変更を加えなければならないことを意味している。言い換えると、民間銀行の融資にたいして、デフォルトのさいの債務保証をあたえる国際的な融資保証機構が必要である。現在、国際機関による債務保証あるいは「肩替り」の機構に関するいくつかの提案もなされている。もしそうした提案が何らかの形で国際的合意のもとで実現されるならば、それ自体きわめて歓迎すべきことである。

しかしながら、国際的な債務保証機構が設立され、機能したとしても、それで問題が解決するわけではなく、その効果はあくまで一時的なものである。非産油開発途上国に債務累積をもたらしている基礎的な要因に変化が生じない限り、根本的な解決とはなりえないであろう。

こうした事態にある限り、すなわち石油価格のインデクゼーション政策をとおして、石油輸出国が黒字を累積しつづける限り、石油消費国は赤字累積を分担しなければならない。

もし石油消費国の先進工業国が、スタグフレーションに悩まされながらも、そのショックを吸収し赤字を縮小していくとすれば、世界の収支バランスは石油輸出国の黒字累積と非産油開発途上国の赤字累積を対峙させることになる。したがって、石油輸出国が、自らの金融機関または国際機関をとおして、非産油開発途上国へ融資（援助）するならば、現在の民間銀行の直面するカントリー・リスクは解消されることになる。

しかし、このオイル・マネーの直接撒布は不充分にしか期待できないであろう。そうなると、非産油開発途上国はその赤字を縮小するための措置として、開発計画の縮小や輸入削減を実現する必要があるが、現状ではそれもまた不充分にしか期待できない。ただ、いずれにせよ、石油消費国が抑制政策をつづけるならば、世界景気は低迷せざるをえないことは確かである。

現状において、先進工業国が受け入れたオイル・ドラーを非産油開発途上国へ還流させるには、さしあたり、国際機関の債務保証機構の確立や協調融資方式などを通じて民間銀行の負担を軽減することであろう。それが暫定的にせよ実現できるならば、さしあたりの債務累積問題の爆発は先へ引き延ばすことができる。しかし、それと同時に、非産油開発途上国の債務抑制のための基礎的な政策が必要であろう。そこには成長の減速とともにエネルギー節約、食糧確保、人口抑制、資源・エネルギー開発など、短期的には実現が難しい項目が含まれている。どこまで実行可能か、不確実である。

明瞭にいえることは、石油輸出国の石油供給政策と資金運用政策は、自国経済だけの視点から、あるいは国際的再分配要求の視点だけから決定するには、あまりにも国際経済にあたえる影響が大きい、ということである。一つの、しかも重要な鍵は石油輸出国が握っているのである。

5 経済発展を支える要因と摩擦

5-(1) 経済発展要因としての競争

その経済社会を発展させていく原動力は競争である。こんなことを書くと、何をいまさらといわれるかもしれないが、この単純な事実がしばしば見おとされているように思われる。たとえば、日本経済のバイタリティについて欧米の学者がいろいろと書いているが、そのなかで、日本の経済社会のなかにある競争のメカニズムについて適切な分析をおこなったものは少ないのでないだろうか。

しばしばみられる日本と西欧的世界との相違点についての考察はそれとして重要な点をついているが、相違点を明らかにすることの効能は限定的であろう。日本の経済社会のもつ競争メカニズムを支えている制度を含めて、それを一般的なロジックで分析しなければ、一般的に適用しうる結論を導きだすことはできないであろう。いうまでもなく、「特殊要因」はすべての国がそれぞれにもっているものである。それは別に一部の国にだけあるものではないであろう。

したがって、「特殊日本の」要因の指摘に力点がおかれる、それはそれとして、「なるほど」ということにはなるが、結局のところ「日本見聞録」的な考察の枠内にとどまるのではという気持にさせられてしまう。もっとも、この「特殊日本の」要因をさぐりだすというやり方は、日本人自身がつい最近までかなりよく用いてきたアプローチの仕方であったから、欧米系学者たちの日本考察についてだけこの点を強くいうのは公平を失するかもしれない。

ともかく、日本の特殊性に力点をおいてしまうと、そこで話がおわってしまうということだけは確かである。つきつめると、それは文化人類学的な考察になってしまふからであ

る。分類することももちろん大切なことであるから、それを否定するつもりはないが、もし日本経済のバイタリティの原因をさぐり、それを他の経済社会の経済発展の政策問題に役立てようというのであれば、「特殊要因」の強調は意味をなさない。

それはまた、日本にとっての利益という視点からみても有益ではない。「特殊要因」が日本人の資質にまつわるものというところへ行ってしまうとき、現状への安住を生みだしてしまうのは目にみえている。はじめに競争がその社会の発展の原動力であるというごく当たり前のことといったのはそのためである。

このようにいったからといって、風土論、宗教学、比較文化論、歴史学、文化人類学などにかかわる考察はそれなりに意味をもつことを否定するつもりはまったくない。ただそれでは経済を説明することはできない。それはしばしば一つの問題を別な角度から表現しなおしただけになる危険性がある。もちろん、言い換えることの効能はある。問題の性質がきわめてはっきりしてくるからである。歴史的、文化的、宗教的背景を知ることによって、経済発展や経済成長の総体を、より広いパースペクティブにおいて分析していくことができるからである。

しかし、基本的にはやはり「神のものは神へ、王のものは王へ」である。したがって、すぐれて経済的な事象の解明にあたっては、途中でいろいろなタイプのメスを用いるのは差しつかえないし、ときには必要でさえある。しかし、最終的には「経済的論理のメス」を用いなければならないであろう。

それに関連するが、中東諸国や他の開発途上国についての考察についても同じことがいえる。たとえば中東諸国の経済分析にあたって、砂漠とコーランとアラブを強調したやり方でいくと、結果としては「特殊要因」を強調する日本経済の分析方法と同じことになってくるのではないだろうか。しばしば、開発

途上国問題の議論をしたとき、行きつくところが教育であるという結論をみかけるが、原因が教育であるとしたら、それで終わりである。「怠惰な心を鍛えなおす教育」では経済の分析にはなりえない。

経済問題を風土、宗教、人種、教育などの諸要因に分解してしまったとき、開発途上国問題は手がかりのない問題になってしまわないだろうか。そこでもやはり経済発展の原動力は競争であるというところから出発していくべきであろうと思う。

さらに経済発展の状況が逆にその地域における「特殊地域的」な行動をうみだしているという側面にも着目すべきであろう。それが一方通行的であるというつもりはまったくないけれども、経済発展がどの程度まで進んでいくかということと、「特殊的要因」との間に何連絡があるかのように思われる。

現代の先進工業国においては「法による支配」について的一般的合意が成りたっており、それを当然のこととしている。しかし、「法治国」とか「国際法」といった概念にしても、現在の西欧的な意味内容は、西欧的世界の経済発展とともに生まれてきたのではないだろうか。たとえば、政府による大使館占拠といった事態を宗教や人種によって説明するとしたら、イランには救いはなくなるであろう。同じイスラムの国にしても、経済発展状況が異なっているとき、それがその国の人間や政府に異なった行動をとらせていることは、エジプトをみればよくわかる。

かつて、ジョン・ロビンソンが「貧しい後進地域にこそマルクス主義的経済運営が適用しうる」という意味のことをいったとき、その内容の当、不当は別として、やはり今述べたと同じ視点に立っていたのである。これらの点がすべて経済発展の原動力である競争の問題にかかわっていることは、指摘するまでもないであろう。

5-(2) 競争社会における「摩擦」

ここで競争にかかわる摩擦問題について言及してみたいと思う。常に、といってよいと思われるが、競争には摩擦がつきものである。経済の世界における競争とかぎらず、およそ競争は相手を追い抜くことにその本質があるから、競争相手との間にトラブルがおきるのは自然の成り行きである。競争によって、単に相手が追い抜かれるにとどまらず、相手が倒れる結果にもなるとすれば、トラブルは大きくなる。競争が激しければ激しいほどそのトラブル発生の確率もまた高まってくる。400メートル競泳や100メートル競争のように、各自の泳ぐべきコース、各自の走るべきコースが決まっているならば、トラブルはおきないであろう。しかし、経済社会における競争にはあらかじめ定まったコースはない。ラグビーのように、タックルを振り払いながら走り抜けていくのに似ている。どこをどう走っていくかは走者にまかされている。はみだしてはならないフィールドだけがきまっているのである。

競争企業をにらみながら、高い品質と優れた性能をもつ生産物を開発し、生産し、しかも生産コストは低く押していくには、それ相応の努力が必要である。そのために資金も技術も能力も熟練もすべて動員される。しかもそれに長い年月をかけていては立ち遅れてしまうから、時間要素もまた重要である。競争は国内だけではない。世界のあちらこちらに競争企業が散在している。しかし競争の結果どうなるかは、最終的には市場に供給してみなければわからないのである。競争相手は既存の企業だけではない。つづつと新しい競争企業がその競争市場へ参入してくる。そうなれば、競争はますます激しいものになっていくであろう。これは自由競争市場の典型的な姿である。こうして「過当競争」が生まれてくることになる。

市場機構あるいは自由競争市場というフィールドには、競争そのものを抑制するメカニズムはないが、しかし、緩むことのない激しい競争の連續ばかりではないであろう。そこには競争の安定期ともよぶべき時期がある。その安定期をすぎると再び激動期があらわれる。それぞれ個別の企業の立場からは独自の合理的計算にもとづく行動ではあっても、全体としてみればそこにタイミングの一一致にも似た現象が現われてくる。その激動期をもたらすのはそれに先立つ技術進歩の蓄積であり、人的・物的資本の蓄積である。大きい波のうねりのようにあらわれる激動期、それに付隨しておきてくる摩擦現象は、経済が発展をつづける限り消えることはないから、摩擦を避けることはまずできないことである。その摩擦は企業がうまく行動したら、あるいは政府がうまく誘導したらおきないですむ、という性質のものではない。全能の政府・企業を前提するかのような「英雄待望論」型の批判をみかけることがあるが、それはこの競争と摩擦の関係を無視したものといってもよいであろう。

相対的な安定期には一応安定したマーケット・シェアがおのずとできあがり、あとはそのマーケット・シェアの微調整程度で何とか企業の存立が保証されているかに見える。しかいろいろな企業のなかでひそかに進められてきた新技術の蓄積と人的・物的資本の蓄積がその社会の一角で開花するとき、激動期がおとずれる。そうなると、マーケット・シェアの微調整ぐらいではすまなくなってしまう。「過当競争」をさけるための調整の必要性が声高に強調されることになる。その激動期においては、立ち遅れのためにその存立が危険にさらされる企業にとっては、競争はたしかに「過当」であるが、逆に激動期の仕掛け人となった企業にとっては、それこそまさに「正常」である。とても「過当」な競争などではない。こうして摩擦が生じる。摩擦があ

まり激しくなると、双方ともに譲歩し、「過当」な競争をやめて「公正」な競争をおこなうという協定が成立し、急速に進むはずだった競争はそこで抑制されるかもしれない。

しかし、結局においてはそれは到着地までの時間を長くするだけのことであろう。競争そのものを否定するわけではないから、「公正」な競争のもとでも、競争がある限り到達すべきところへ到達していくことになるからである。しかし、もしうそならなければ、そもそも競争を抑圧したことになるから、いずれその社会は間違いなくそれにたいするペナルティを支払わされることになる。このように、摩擦の激しさの程度を柔らげることはできても、摩擦そのものを発生させないようにすることはできないであろう。

競争のあるところ、摩擦はつねに影のごとくに付きまとう。その社会が競争のもたらす利益を手に入れたければ、摩擦の発生を当然計算にいれるしかない。そうなると、そこでの問題は、摩擦をおこさせたことにたいする「反省」のやり方ではなくて、摩擦にたいする「管理」のやり方である。

ところが摩擦を避けるために、競争そのものを制限した方がよいと考える人が結構いるのである。そういう人は、競争というものに何か不道徳な臭いとまではいわないが、いささか非情さを感じるタイプである。競争というとき、弱肉強食というきわめて感度の高い言葉を反射的に連想する人は、多分そういうタイプに属するのであろう。しかし秩序ある競争などといいういささか混乱した言葉がその社会で広く受け入れられるようになったら、それは「バイタリティ減退症」の徵候とうけとってもよいかもしれない。

しかし、ここで但し書を付け加えなければならないであろう。このところ資源の有効利用ということが大きい課題となっているから、競争の結果、やたらと企業が倒産したり、設備が異常な速さでスクラップ化されるという

ことになれば問題である。適度の倒産とか適正なスクラップ化というのがあるかどうか、いささか問題であるが、競争がもっている「資源の浪費」という側面をまったく無視するわけにもいかない。

ジョゼフ・シュンペーターは競争社会において企業家のバイタリティが生みだす「創造的破壊」のプロセスの意義を強調したが、同時に経済変動のプロセスで生じる過度の倒産やスクラップ化の「無駄」に言及した。競争についてある種の制約をもうけることが妥当なものとみなされるときがあるとすれば、それはこの資源の浪費がその社会において大きい問題となるときであろう。

経済社会の発展における競争の機能を十分に生かしながら、同時に資源の浪費を最小限度にくいとめるというのは、現代の先進的世界における最も大きい課題の一つであるようと思われる。いや、先進的世界と限定する必要はない。世界全体の課題といべきかもしれない。

5-(3) 貿易摩擦と過当競争

ところで、世界貿易市場では、電子製品や自動車をはじめとして数多くの工業製品が激しい競争の波にもまれており、各国の企業が、内外市場における販売量を増大させ、マーケット・シェアを拡大しようとしている。それらの企業にとって市場とは世界全体であり、社会主義圏もそこに含まれてしまう。国際競争に参加している企業はその行動原理において本質的にコスモポリタンである。

またいすれの国の消費財の需要者も、生産財のユーザーも、良質のものを安い価格で求めようとし、その需要先を選択している。そこでは供給企業の国籍は二次的でしかない。いかにその国のメーカーの製品だからといって、映像のよくないカラー・テレビ・セットをわざわざ高い値段で買いたいという主婦もいなければ、燃料効率も悪くデザインもよく

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

ない自動車を高い価格でも買いたいという若者もいないであろう。消費者はつねにコスモポリタンである。

生産財のユーザーにしても同じことである。薄板やナフサや工作機械を買うユーザーにしても、いわゆる経済外的強制がなければ、わざわざ品質・性能の劣るものを割りに合わない値段で購入しようとはしないであろう。効率的な生産を旨とするユーザーも本質的にはコスモポリタンなのである。

こうして、需要者も供給者もすべてが基本的にコスモポリタンであるからこそ、国際競争が利益をうみ、その競争に参加する者はその利益を享受することができる所以である。この国際競争がもたらす利益がいかに大きいかを、多くの経済主体が知っている。したがって、いかなる国の政府も自由貿易の原則にたいして否定的な態度をとろうとしないのは当然である。

社会主義圏の政府でさえ、擬似的（国営）企業を用いて自由貿易の利益を手に入れようとしている。したがって、国内市場では自由取引のメカニズムの採用を否定していても、国際市場においては逆であり、先進工業国が社会主義圏との貿易を制限することには反対であり、競争的な自由貿易が制約されることにたいしては不満がおきることになる。

制約は供給者にとっては販路の縮小と利益の減少を意味するし、需要者にとっては選択の余地の縮小と実質所得の減少を意味することになるからである。しかし、やはりここでも国際競争にともなう摩擦の発生を避けることはできない。摩擦は「過当競争」の場合と同じように、企業の供給サイドでおきる。「貿易摩擦」である。

「貿易摩擦」をめぐる対立は、「過当競争」のときのように国内の競争企業間の利害対立ではない。それはそれぞれ国を異にした競争企業間の利害対立である。そのため、競争をとおしてマーケット・シェアを拡大できる企

業は、その政府とともに、自由貿易の原則をつらぬくべきであると主張することになるし、競争によってそれを失うことになる企業は、その政府とともに、保護主義の立場にたって不当な進出を規制すべきであると反論することになる。話は自由貿易主義と保護貿易主義の対立、そして正当性の主張というところへ発展してしまう。

二つの政府がそれぞれの国の企業の立場を支持するとなれば、もはや仲介者はいなくなつたと同じである。各国の政府はそれぞれその国の国民的利益を守る立場にあるから、妥協に到達するのは簡単ではない。かなりの時間がかかるであろう。とても国内の「過当競争」の場合の妥協のようにはいかない。

さらに政府と政府の間で妥協が成立しても、もともと貿易摩擦の当事者はそれぞれの国の企業である。「政府の妥協」がそのままそっくり「企業の妥協」という具合にいくかどうかがあやしい。まずくいくと、そこでまた摩擦が生じ、摩擦が二重になってしまう。企業利益を守ってくれるはずと期待する企業は、ときとして政府との間に摩擦をひきおこすことにもなるからである。しかし、考えてみると、自由市場体制の仕組みのもとでは、国を異にしようと同じであろうと、企業行動の責任は企業にあるから、政府との間に摩擦がおきてもおかしいことではない。

要は、いくら国民的利益とはいえ、政府は当該企業の利益のことばかりを考えているわけにはいかないということである。世界全体が国境とはかかわりのない「完全競争モデル」のような世界をつくっているわけではないし、各国は貿易以外の多様な利害関係を相互にもっているから、「企業利益の極大」が同時に「国民全体の利益の極大」につながるというわけにはいかないであろう。

日本の場合には高度成長期を経て企業の利益増大は国民的利益の増大といった雰囲気が容認される状況にあったから、この点につい

て一般的な実感は得にくいように思われる。たとえば日本とアメリカとの間で執拗につづいた自動車輸出問題についても、自由貿易体制＝競争の視点に加えて、そうした視点からの判断をも加味すべきものであろう。もし日本にもアメリカの多国籍企業に類するのが出現してきたとしたら、「国民的利益と企業利益の不一致」という現象がおきてくるかもしれない。

こうした複雑さをともなうが、当事国間の妥協の本質が競争の到達すべき地点までの時間を遅らせる点にあることには変りがない。先の「過当競争」の場合には、競争そのものを否定するわけではないから、競争の帰結到来を遅らせたとしても、競争がある限りは到達すべきところへ結局到達することになる。

しかし、「貿易摩擦」の場合には、政府が一方の側の利益を代表していることもある、外国企業からの競争をいつまでも押え込んでおく、ということが可能である。たとえそれがその社会全体にとってマイナスであるとわかっているとしてもある。こうした競争隔離政策が競争のなかからでてくる可能性は、いつでもどこでも伝染しやすい病原菌のようなものである。

さらにまた、国と国との間の問題となると、「貿易摩擦」だからといって、問題を当該生産物の貿易の領域に限定しておくこともできなくなる場合もでてくる。他の品目の貿易、対外投資、労働力移動、援助、経済協力、海洋問題など、数多くの経済問題や、さらに政治・軍事問題など広範囲な問題領域にまで波及する。ときにはそこで妥協のための取引がおこなわれるかもしれないから、こうした波及を当然のこととして前提しておかなければならない。しかもその妥協の過程において、自由貿易の原則がある程度犠牲にされてしまうこともありうるであろう。

もちろん、先進工業国の経済的繁栄は自由貿易の原則と表裏の関係にあることは十分に

承知していることである。したがって、それを広範囲で妥協の生けにえにすることはありえないことであろう。それにもかかわらず、国際市場における競争が摩擦を生み、その摩擦が競争の否定を生みだす危険性がつねに存在している。

国内においてもそれに類似したことがあるかもしれないが、国際経済の場においてはその危険性の確率ははるかに大きい。先進工業国がおしなべて「経済の季節」のなかにあるときには、こうしたこともないであろうが、「政治の季節」になるとその確率は大きくなる。現在、先進工業国はおしなべて「経済の季節」から「政治の季節」へと転換しているようみえるが、その意味においてこの現象は競争の原則にとって問題多き季節の到来となる可能性がある。それは広い意味の「分配」問題が競争の帰結を容認しがたいほど大きくなつたことを意味しているともとれるからである。

5-(4) 日本の「強さ」を支えてきたもの

先進工業社会のこれからのことを考えると、国際経済のダイナミックな変化が生じていくプロセスで、それぞれがその国の産業構造をうまく調整していくことができるかどうか、その調整を進めていくだけのバイタリティーがあるかどうか、それが大きい問題となる。経済発展への原動力は、技術進歩を進め、先端産業を創り出し、新たな地平を開いていくであろうが、衰退を余儀なくされてしまう産業は、その経済社会から消えていくことになる。こうした産業は開拓途上国を含む他の地域で確立され、発展させられる場合もあるが、もし技術進歩と生活様式の変化がおきてくれれば、やがてはその産業は消えていくかもしれない。

産業調整の核心は、いかにして、その経済社会のなかでの「立地」が不適切になった産業をいかに「再生」させるか、それが不可能

な場合、いかに他の適切な経済社会のなかに移しかえるか、またその「移植」が不可能なときは、いかにして、より少ない「犠牲」のもとでその不適切な産業の消滅を誘導するか、にある。こうした移植や消滅がうまく進めば進むほど、貿易面での摩擦もまた少なくなるであろう。これをマーケット・メカニズムに完全にはまかせ切れない理由は、やはりそれにともなう「犠牲」やコストが大きい、とみられていることである。そこに政策が介在する必要性がでてくる。抽象的にいえば、資源と労働力の再配分をスムーズに実行するための政策が必要となってくる。

これは、「補償支出」的政策という一面と、転換のための「時間確保」的政策という一面をもっている。したがって、それは発展を推進していく有力な産業と調整の対象となる産業との間の分配問題という形をとることになる。それをうまく進めていくための条件の一つは、有力な産業が有力であり続け、拡張をつづけていく、ということである。すべての産業が弱まっていくプロセスでの調整はほとんど実行不可能に近いであろう。すべての産業の「再生」が必要となってきたら、それはもはや産業の「再生」ではない。それどころか「再生」以上のこと、すなわち経済の「存続」が問題とならざるをえないであろう。

そこで問題となるのは、その経済社会が、こうした有力な産業の確立と発展を一方においてはかり、他方において、衰退産業の国外移転あるいは再生をはかり、あるいは最少コストのもとでの消滅を実行するだけのバイタリティーをもっているのかどうか、である。当面、問題となっているのが、脆弱な資源基盤の上にたちながら、なお貿易摩擦を深刻化させている「犯人」、そうみられている日本である。日本は、いわゆる「構造的不況産業」という衰退産業を調整していかざるをえない立場にたちながら、他方、成長産業の輸出激増を調整することを求められている。¹⁾

もしこれから先、成長産業が弱体化し、衰退産業の調整が実行困難になる、ということにでもなったら、日本の経済面における諸状況は著しく困難な様相を示すことになるであろう。そこで、以下において、日本の経済社会に焦点をおきながら、この経済社会のバイタリティー問題をあつかうことについてしたい。

過去の例が示すように、よほどのことがない限り、人はどうしても、そのときの状況を手がかりにして将来を展望してしまう。苦況にあれば悲感的な見通しをたてることになりやすいし、好況にあれば将来を楽観的にみてしまう。日本の経済社会についていふときにも、そういう一般的の傾向から離れることはなかなか難かしい。そうではあるが、いま、世界全体を眺め回してみると、日本はやはり総体としてうまくいっている国であり、またこれからも当分はうまく行きそうな国である。

アメリカや西ヨーロッパ諸国と比較したことであるが、失業率も低いし、インフレーションの進行も他にくらべて緩やかである。政治不安があるわけないし、犯罪や暴力事件が社会や教育の場を乱してはいるが、社会的不安をかきたてるほど激しいとはいえないし、文化的な領域においてもその活動はきわめて活発である。アメリカや西ヨーロッパ諸国の状況をみると、経済状況はどうみても日本よりは良いとはいえないし、社会的安定性という点でも、日本よりもすぐれているとは思われない。

一般論としていえば、その国が安定的な成長をとげているときには、あまり政治不安や社会不安はおこらないものである。一部の先進国や多くの開発途上国にみられるように、この種の不安がおきている国では、大体において経済面においてもインフレーション、失業、不平等分配などの問題がおきているというのが実態である。インフレーションが急激に進行し、失業者が街にあふれているような状態であれば、どうしても政治不安や社会不

安がおこりやすい。経営者が将来における企業の安定成長に期待をもてなくなり、家計が失業と物価上昇と重税でもって将来に明るい見通しをもてないということになれば、経済自体もまた悪化してしまう。

しかし、他方、豊かになることによって所得を失うことへの不安が大きくなっていくこともある。富と所得の大きい先進国において一般大衆の不満が結構大きいことはしばしば指摘されていることである。とくに社会の所得分配が不平等であればあるほど、その不満が大きくなり、インフレーションや失業増大にたいする反応は増幅される。豊かさを維持できなくなったとき、そうした不満は政治不安や社会不安へつながっていくことになる。いまの先進国が多くはどことなく潜在的な社会不安の要因を抱えているようにみえるのはそのためであろう。

現在では、多くの先進国において、労働者や消費者が社会の意志決定へ直接に参加するようになっているが、それは安定要因となるときもあれば、不安定要因になることもある。労資協議方式による企業経営への労働者の直接参加は安定要因になったケースであり、原発、公害、施設建設などの地域的計画への住民の直接参加のなかには不安定要因になったものもある。豊かになるにつれて、とにかく「参加」現象が大きくなってきたというのが実情である。

もちろん、日本がいつまで現在の地位にとどまっているのかはわからない。結局のところ、貿易面における強力な立場も、これまで調整をうまくやってこれたことも、すべて日本の経済的発展と社会的・政治的安定と表裏の関係にある。いいかえると、経済的な豊かさの実現のプロセスは、同時に、対外的な競争力の強化のプロセスであったし、それはまた、生活水準の上昇をとおしての、社会的安定と政治的安定のプロセスでもあったのである。もし日本が現在の位置を維持できなくな

ったならば、とても自由貿易のルールを守るどころか、むしろそのルールが重荷になってしまいうであろう。構造不況産業であるアルミニウム製煉や石油化学の状況が他の産業にも波及し、一般化したこと想像すれば、それは容易にわかることがある。

日本が現在の豊かさや強さをどこまで維持できるのかは、関連するいくつかの要因の動きに依存するであろう。その点はまた他の先進工業国にもあてはまるはずである。すなわち、その豊かさや強さの維持が、経営、労働、消費、行政、政治、芸術など、いろいろな領域にわたる活動の多元的な担い手、すなわち国民の思考と行動にどんな変化をもたらすのか、それが現在の経済的・政治的・社会的な機構や制度的枠組みをどのように変えていくのか、などに基本的には依存する。

こうした内的要因の変化とともに、日本をとりまく外的要因の変化にも、それは大きく依存するであろう。日本と先進国との関係や日本と開発途上国との関係など改めて説明するまでもない。貿易摩擦問題や石油供給問題をひきあいにだすまでもなく、外的要因もまた内的要因に劣らず、日本の今後の方向を左右する力をもっている。しかも重要なことは、内的要因と外的要因とはかならずしも相互に独立ではないのである。

日本経済のすぐれたパフォーマンスは内的要因がうまく作用した結果である。それはまた、外的要因がそれを打ち消してしまうようには作用しなかった、ということでもある。そうした条件に助けられているが、日本経済のそのすぐれたパフォーマンスはアメリカや西ヨーロッパ諸国との摩擦の原因にもなっている、その摩擦は貿易から軍事にまで及んでいる。開発途上国との間でも、日本経済がすぐれたパフォーマンスを示しているという事実がなかったらおこりえなかったと思われる摩擦がある。内的要因が生みだす帰結が外的要因の動きを触発するという事態は、両者の

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

間に作用と反作用の関係があることの当然の結果であろう。

いかなる国もその國のなかに強いバイタリティーがなければ発展もありえないし、高い次元での安定もありえない。そのバイタリティーが弱いために、外的要因の変化がその國に不利に作用することはいくらでもありうる。その意味では、強いバイタリティーが外的要因の不利な反作用をうみだすケースが強調されすぎてはならないであろう。日本はこの強いバイタリティーによって現在の地平に到達したのであり、同時に現在の国際的摩擦に責任の一端を担うことになったのである。

この外的要因との関係がうみだす問題がどの程度まで日本に不利に作用するか、あるいは有利に作用するかは、日本の対応の仕方にも依存する。外的要因は内的要因の動きに劣らず、ときにはそれ以上に、日本の今後に大きい影響をあたえるであろう。日本の経済的基盤を支えるエネルギーや自然資源は、その多くを海外に依存しているし、日本の工業はその製品供給の相当部分をどうしても海外諸国の市場へ流出させなければならないからである。

現在における日本の豊かさは、日本の工業の目ざましい発展に依存している。したがって、今後の日本にとってまず第一に重要なことはこの日本の工業発展、その高い国際競争力を支えてきた内的要因を今後とも生きつづけさせることであろう。もしそれができなくなれば、いまの日本が享受している政治的・社会的安定の基盤が虫食まれてくるかもしれない。アメリカと西ヨーロッパ諸国の一一部における「文明の荒廃」にも似た現象の出現は、経済状況の悪化と深くつながっているといってよい。

オイル・ショック以後、先進国がそれぞれに抱えている経済的・社会的・政治的問題の深刻さは増大した。その経済活動はかつてのバイタリティーを失い、エネルギー節約を含

む技術進歩が相當に進行しているにもかかわらず、1960年代にみられた経済成長はもはや期待できなくなっている。インフレーションと失業の共存という、多くの国をなやましている経済社会現象は、オイル・ショック以後一段と悪化し、大量の失業と速いインフレーション率は残念ながら常態となったかの觀を呈している。

オイル・ショックとは、要するに大規模な国際的所得再分配であった。石油輸出国への大幅な所得のトランプアがおきている以上、先進国がそのトランプア一分以上に生産を増大させなければ、その社会の実質的な所得は低下することになる。先進国における経済成長率の低下は長期にわたっており、それが近い将来において1960年代の水準に回復する見込みはない。これは、分配問題が国内的にも大きな問題にならざるをえない、ということを意味している。先進国はステップレーションの悪化という条件のもとで、分配問題の尖鋭化の傾向、いいかえると分配問題の政治問題への転化をさけることができない状況にある。

それに加えて、さらにもう一つの分配問題がおきている。累積債務を大きく抱える非産油開発途上国を中心とする南北問題がその一つである。先進国間における貿易摩擦や軍備分担問題の深刻化も、結局において分配問題にかかわるものである。日本は、国内的にも国際的にも、政治問題化の危険性をもったこの現代世界における分配問題群にとりかこまれているのである。

5-(5) 日本社会の競争性

日本の工業発展のバイタリティーを支えてきた要因のなかで、とくに問題としたいのは、日本社会の競争性である。それは、もしこの競争性がなかったならば、日本のバイタリティーは維持できなかったと思われるからである。

日本の競争社会の特質は、その競争の多くが「直線上の競争」だということである。ある到達すべき目標にむかって突き進み、そこへもっとも速かに到達すること——そのための競争はまさに直線上の競争である。それは方向の異なった目標をそれぞれが個々バラバラに設定して、そこにむかって突き進んでいくという競争ではない。極端な場合、それはすべての競争者が「同一地点に到達するための競争」をしていることになってしまう。こうしたタイプの競争は追いつくべき対象、追いこすべき対象がはっきりとしているときに有効である。

しかし、それでも、競争が個人競技的であるかぎりその効果には限界がある。日本の競争社会のもう一つの特質は、その競争が個人競技的要素を保持していると同時に、それが団体競技的であるということである。たとえば、アメリカでは有能な人間は企業から自立てみずから企業家となって仕事をしていく傾向が強いといわれている。ベンチャー・ビジネス・タイプである。日本では相當に有能な人間でもその組織にとどまってそこでその能力を生かしていくケースが多い。こうした競争社会は、現代のように、共同で仕事をすることが必要とされる労働プロセスや、大規模で巨額の支出が必要である生産プロセスが一般化している世界では、こうした競争社会は有效地に作用する。日本の社会がもっているバイタリティーの維持という点からみると、この競争の枠組みをどこまで有効に維持できるかは、大いに問題となる点である。

他方、日本の社会は高齢化の過程にあるが、この高齢化と低成長はいろいろな問題を日本の経済社会に課している。労働期間と引退期間からなる労働力のライフ・サイクルにおいて、安心感と刺激を同時に維持できたこれまでの状況は、日本の競争社会の特質と深くかかわりあっているが、それが高齢化社会と低経済成長のもとでしだいに変化していくかも

しない。

豊かになればそれほど経済は成長しなくともよくなってくる。豊かになることが低成長社会への移行を可能にするが、現在の日本の低成長期の出現はオイル・ショックを契機としたものであって、豊かさの自然的帰結としてそうなったものではない。その点で、アメリカや西ヨーロッパ諸国にみられる低成長とは異なる。それらの国の低成長はすでに存在していた低成長化現象の延長線上にある。労働意欲の低下が先進国病の中核であるとすれば、それは大西洋をはさむ北半球の両地域がこれまでの歴史になかった高生産水準を実現し、「豊かな社会」へ到達したことと表裏の関係にある。

先進国病の浸透とエネルギー危機とがあいまって、多くの先進国では都市の風貌がすさんできている。「豊かな社会」が生みだした労働意欲の低下は、ひとたび浸透すると、逆にその豊かさの基盤を掘り崩すようになるばかりでなく、そこからの脱却も難かしくなる。イギリスの現状をみてみると、先進国病から抜けだすことは容易でないことがわかる。アメリカもまた先進国病にかかり始めたという。大量の失業がうみだす害毒は、単にその国の生産水準の上昇が鈍くなったり、生産能力の遊休化がおきるにとどまらない。その社会環境を悪化させ、労働意欲をも低下させてしまう。日本がこの先進国病におかされないでいることはきわめて幸運なことである。日本ではそうなる前にオイル・ショックがやってきたのである。

日本において先進国病がなかなかおきなかった理由としては、前述の安心感と刺激を同時に維持できた日本の労働市場と労働機構、そしてそれをとり囲む社会環境をあげなければならない。それと同時に、日本の経済力がいかに強くなても、所得水準が上昇しても、生活水準の上昇への欲求が日本ではきわめて高いこともあげなければならない。次元は異

なるが、たとえば開発途上国でしばしばみられるきわめて問題のある現象は、労働者の財・サービスへの欲求水準が低く、そのために、賃金にたいする欲求水準も低く、したがって労働意欲もあまりおこらない、という現象である。その意味からすると、日本における欲求充足への刺激の一般化は、先進国病の浸透をおさえる役割を果している。そのことは広告活動のあたえる依存効果やデモンストレーション効果が日本では強いことを示すものである。しかし、それはまた先に述べた日本社会の競争性の強さ——同一化への競争の強さに根ざしているのである。

しばしば指摘されているように、日本の住宅事情は労働者や消費者の貧乏感・不充足感をたかめている。しかしそれが競争社会における刺激となりうるのは、住宅入手ないし増大が高い確率で可能なときである。だが現状では、この住宅事情は土地価格や建築費の高騰によってしだいにその貧乏感・充足感を昂揚させるという役割を失いつつある。人びとが住宅入手のために労働意欲をもつという可能性は少なくなっている。

日本には「子孫のために美田を買わづ」という考え方を美德とするところがある。しかし、この考え方は決して一般的ではない。むしろ多くの人は子孫のために美田を買うことを考えている。むしろ、「恒産なければ恒心なし」という考え方の方が多くの人の共通した考え方によく近い。労働者のほとんどが中流生活をめざして働くという現象は、それを示しているが、直線上の競争と団体的競争の両立という日本の競争社会の特質は、ここでもバイタリティーの源泉をつちかっているといえよう。

ただし、ここで付言しておかなければならぬことがある。それは、日本の競争社会の特質は他のすべての要因の相互依存関係のなかから生まれたものであって、これが根本原因となって他のすべての現象がそこから生ま

れでいるものではない、ということである。日本社会の競争性そのものが、それに根ざすとみられる現象によって、逆に支えられてもいるのである。個別の利益の追求がその競争の特質を必要とするのである。たとえば「整合性」の主張を背景とした賃金引上げ要求はそれと関係する現象といえるかもしれない。

5-(6) 「先進国病」問題

一般的にいえば、競争社会がうまく機能することと経済状況とは相互にからみあった関係にある。経済状況が悪化すると競争社会の機能が低下する危険性がでてくるし、逆に競争社会の機能が低下すると経済状況が悪化してくる可能性がでてくる。

他方、経済的豊かさが確保されると、労働への刺激が弱まってくるが、そもそもその社会が経済上の努力をおこなう根源的理由は、その社会の人びとが激しい労働で身をすりへらさなくとも充分に生活しうるようになるためである。また将来における生活の苦労を少なくできるように、その社会はできるだけの貯蓄をし、投資もおこなうのである。大規模な迂回生産の利益を得ようとするそもそもの目標がある程度までみたされたとき、労働時間をへらし自由時間をふやすのは当然のことであろう。

時間の再配分をどの程度までやればよいか、それは大きい問題である。それは先進国病と紙一重のところまで進んでいく可能性があるからである。しかし、細かくいえば労働そのものの質と、労働時間とは区別すべきものである。先進国病として問題なのは、労働時間の正当な短縮ではなくて、ランダムな労働時間の短縮であり、単位労働時間における労働内容の低下なのである。よく引用されることであるが、「月曜日に組みたてられる車を買うな」という類いのことが問題なのである。しかし、実際問題として先進国病はもっとも早く豊かになった国から順に浸透している。

はじめ「イギリス病」といふ最近は「アメリカ病」といわれはじめていることからもそれがわかる。

しかし、日本について近い将来に先進国病が一般化する可能性は少ないのであろう。オイル・ショックは再び日本人の貧乏感を高めてしまつたからである。むしろこれから日本にとって当面大きい問題は、やはり日本のもつている強いバイタリティーが原因の一つとなつておきている貿易その他の摩擦である。摩擦は決して一方だけの原因でおきているわけではないし、多分に世界経済の発展プロセスの一環としておきているところがある。何もかもが自由な競争にゆだねられるということではなくなかなか摩擦が解消しないことがわかっている以上、そこに何らかの競争制限的因素が登場する危険性がつねにある。

国内的にも、国際的にも、競争社会としての機能をできる限り維持していくことが、結局においては全体としても利益になることがある。やはり方向としては市場の開放性をできるだけ実現し、維持するように、先進国がともかく行動していくしかない。最近いわれる「ソ連病」というのが、競争社会の原則的な広範な否定の結果生じたものであるとすれば、競争制限はまた一つの病原菌をまきちらすものであることは確かなのである。総体的論議としては、先進国のなかでのバランスを保ちながら競争社会の機能を維持していくことが、日本の経済発展と政治的・社会的安定の維持につながるということであろう。それなくしてはおそらく文化的創造も困難になつてしまつはづである。

ただし、豊かさの上に文化的創造が輝かしく展開されたあと、その国が滅亡の途をたどつていった歴史を、つねに念頭におかなくてはならないであろう。

注 1) 日本が「構造不況」産業について保護政策をとり、「陽のあたる」産業については自由貿易主義をとなえていることについては、

アメリカやヨーロッパ諸国からは不満不信の眼でみられている。それは「尊大」な態度であるとさえいふ人もいる。たとえば、グレゴリー・クラーク「ヨーロッパは日本の繁栄をどうみているか」(『東洋経済』近代経済学シリーズ No. 59, 1981) は、そうした見解をはつきりと示している。

農業生産物、畜産物、酪農製品、その他の食料製品の一部、石油化学製品、肥料、アルミニウム精煉、生糸などいろいろな生産物が世界の標準コストをはるかに上回るコストで生産されているが、これらは近い将来において「産業再生」をあまり期待できないといわれており、なかには再生はほとんど絶望的といわれているものもある。こうした部門への保護政策は、相手側からみると、日本の矛盾した政策と受けとられている。これに対する対策はまさに産業調整政策であるが、その調整の速度との関係において、貿易摩擦はたしかに厄介な問題をひきおこしているといえる。国際的な視点での調整問題の処理と自由貿易の推進をどこでつないでいくのか。現在の貿易摩擦問題は輸出増大産業についてだけの問題ではないことを銘記しておかなければならぬであろう。

6 おわりに

—「摩擦」の現段階—

日本をめぐる貿易摩擦はいまや相当に深刻となっている。それは日本の自動車やカラー・テレビ・セットなどの個別品目の輸出をめぐっての貿易摩擦からしだいに摩擦の範囲を拡大し、先端技術(超LSIなど)問題やサービス貿易問題に示されるような日本市場の開放問題へと進んできた。そして事態はさらに進んで貿易摩擦から経済摩擦へ、さらには政治摩擦へと広がつてきている。

自動車などの個別品目をめぐっての貿易摩擦においては、輸出の自主規制など、ガットルールからみて問題のあるやり方によってではあるが、摩擦の悪化は喰いとめられてき

た。これから何か他の貿易品目について輸出急増にともなう摩擦がおきても、結局において、従来と似たような対応策がその解消のためにとられることになるであろう。そしてまた、それはある程度まで有効に作用するものと思われる。

しかし、貿易収支の黒字拡大とか、経常収支の黒字拡大が国際的摩擦の対象になってくると、事態の改善はそれほど簡単にはいかないであろう。それは、日本経済全体のパフォーマンスと関係しているからである。もちろん、この場合には、アメリカや西ヨーロッパ諸国の経済のパフォーマンスとの相対的な良好さが問題なのであって、日本経済の絶対的なパフォーマンスが問題なのではない。他の諸国と同じように、日本もまたエネルギー節約や技術開発、生産設備の蓄積や労働生産性の上昇、インフレーションの抑制などのための政策をとってきた。現在の対外収支をめぐる摩擦はその過程でおきている。いいかえると、日本経済におけるオイル・ショックの吸収は、アメリカや西ヨーロッパ諸国に比して速やかに進行した。このショック吸収の国際的跛行が日本の貿易収支の黒字拡大や経常収支の改善をもたらしたのである。

幸いにして日本における消費者物価の上昇率は低く、失業率もまた低い。国内経済活動水準はかならずしも活発ではないが、アメリカや西ヨーロッパ諸国に比較すれば、その水準は高くなっている。この相対的に良好な経済のパフォーマンスが、アメリカや西ヨーロッパ諸国との経済摩擦の基礎にある。それがなければ、現在の摩擦も存在しないであろう。しかし同時に、日本の輸出拡大と対外収支の黒字拡大が日本経済の現状を支えていることもまた認めておかなければならない。この後段のところが輸出主導型の経済成長として彼らから批判の対象とされている部分である。しかし、国内経済状況と対外経済状況とは相互作用をもっており、決して一方通行的なも

のではない。

もし為替レートが充分に有効な調整機能を果していたら、たとえ、日本の輸出が増大し、対外収支の黒字拡大がおきたとしても、状況は大分かわっていたであろう。そうした拡大がつづくならば、やがて円高が進行し、それが輸出拡大を抑制し、対外収支の不均衡は解消にむかっていったはずだからである。しかし調整機能は有効に作用しなかった。そればかりでなく、為替レートそのものが貿易面における不均衡の動きに対応して変動しなかった。そのため、輸出は依然として増大をつづけ、貿易収支の不均衡は拡大し、アメリカや西ヨーロッパ諸国と日本との間の貿易摩擦は激しくなった。摩擦は経済の領域から政治の領域にまで拡大してしまったのである。

その一つの有力な原因はアメリカの高金利である。もしこれがなかったならば、事態はすこしかわっていたであろう。この高金利の影響は二つの面であらわれた。一つは日本（西ヨーロッパ諸国も同様である）の金融政策がそれに制約されてしまったことである。金利の引下げができず、そのため日本の景気は低迷をつづけた。もう一つはアメリカへの資本流入により、ドル高がつづいたことである。これはアメリカの貿易収支の改善にマイナスの影響をあたえることになった。現在の状況の一端はこのアメリカの高金利に依存している。この異常な高金利状態からの脱脚は現在の経済的摩擦の緩和の視点からも不可欠なものである。

現在、アメリカや西ヨーロッパ諸国の日本に対する苦情は、特定品目の輸出増大や輸出主導型の経済運営、日本市場の閉鎖性や防衛支出分担問題など多方面にむけられている。とくに後の二つの問題はかなり深刻である。前の二つは先に述べたように日本経済のパフォーマンスに起因することがわかっている。それだけに後の二つの問題に対して苦情がしわよせされている感がある。しかしながら、

防衛支出分担問題には国際情勢の判断、経済変数の全般的相互依存関係の現状、財政制約、国際・政治・軍事政策的視点、国内政治情勢の判断、問題の社会心理学的・社会力学的評価など多様の価値判断が介在している。

他方、市場の閉鎖性とみられているものなかには日本社会における長年にわたる慣習や制度と結びついているものがある。この日本市場の閉鎖性は、アメリカや西ヨーロッパ諸国の企業によって、日本への輸出を阻害している大きい要因とみられており、たしかにその苦情のごとく速やかな改善を必要とし、またそれが可能なものがある。しかしそのある部分についてはアメリカや西ヨーロッパ諸国の企業側の努力不足であると、日本側はみており、またある部分は大規模な産業調整なしには改善できないものもある。

このようにみると、現在の貿易摩擦や経済・政治・軍事にまたがる摩擦については、簡単にその解消を期待することはできなくなってしまう。いうまでもなく、アメリカや西ヨーロッパ諸国がそれぞれの経済的条件と政治的環境と歴史的・文化的背景のなかにおかれていますが、日本もまた同様である。ときには相手国への理解不足が摩擦を増幅していることもあるであろう。そうなると、真の改善にはある程度長い時間をかけざるをえないことになる。そうかといって、現状のままに自然のなりゆきにまかせることはできないことである。自然のなりゆきにまかせるということは市場のメカニズムにその帰結をまかせることである。

もし国際的なマーケット・メカニズムの帰結を関係国が容認するのであれば貿易摩擦の多くはなくなるかもしれない。そのかわりに、ほとんどすべての国が大きい被害をうけることになってしまふ。なぜならその経済のなかに国際的竞争に耐えられない弱い産業をかかえていない国はないからである。日本も農業を筆頭にアルミニウムや石油化学などの構造

的不況産業をかかえている。これらは有効な産業調整なしには自由貿易に耐えられない産業である。国際的なマーケット・メカニズムに全般的に依存することは、どの国もできない、という状況こそ、摩擦の緩和への手がかりになるものといえる。

たしかに、自由取引主義を基軸とする市場体制は現在の西側の先進工業国の中堅機関をなすものであり、自由貿易体制はその国際版である。しかし、自由貿易の原則を無条件に適用すれば、混乱が生じ、自由貿易体制そのものが崩れてしまうというのであれば、市場における競争に節度が求められるとしても、それはやむをえない。しかし、それぞれが都合の悪いときにいつも相手国に競争の節度を求めということになったならば、自由貿易体制は骨抜きになってしまう。そうなれば、先進工業国全体の経済状況は悪化してしまうであろう。

経済がそれぞれ自由に発展していく限り、それぞれの国の経済発展に不均等が生じるのは避けられない。その不均等な発展のなかでとり残されないようにするために、お互いが競争していく——そこに経済世界全体の発展が生じてくるのである。相互の貿易も投資もすべてその発展の成果を増大させ相互の利益を拡大するはずである。こういう原則を認めているのが西側の先進工業国である。もし自由貿易の原則が、お互いの歴史的・文化的背景の相違にもとづく誤解のために、限度をこえてゆがめられたり、あるいはお互いの経済的・政治的状況についての誤解のために、限度をこえて抑制されたりすれば、それは世界経済全体のために不幸なことである。

〔参考資料〕

- [1] 日米経済関係グループ『日米経済関係グループ第二次報告書——日本国総理大臣およびアメリカ合衆国大統領への提言』1981年10月。
- [2] 米国通商代表部（USTR）「サービス分野における貿易障壁の分析」、OECD諮詢委員

経済摩擦をめぐる諸問題（渡部）

- 会『B I A C情報』1981年7・8月号。
- 〔3〕外務省『ガット(G A T T)の現状——1980年代の国際貿易における役割について——』
1981年6月。
- 〔4〕世界銀行『世界開発報告』1981年8月。
- 貿易摩擦を中心とする広義の摩擦問題を扱った文献は極めて多い。そのなかからいくつかの文献をここに取捨選択して掲載することは、それ自体一つの大きい作業となる。こうした作業は別の機会にゆずることとする。